

平成31年第2回邑南町議会定例会(第1日目)会議録

1. 招集年月日 平成31年3月4日(平成31年2月20日告示)
2. 招集の場所 邑南町役場 議場
3. 開 会 平成31年3月4日(月) 午前9時30分
散会 午後4時03分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	4 番	和田 文雄
5 番	宮田 博	6 番	漆谷 光夫	7 番	大屋 光宏	8 番	中村 昌史
9 番	日野原 利郎	10 番	清水 優文	11 番	辰田 直久	12 番	亀山 和巳
13 番	石橋 純二	14 番	三上 徹	15 番	山中 康樹		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	4 番	和田 文雄
5 番	宮田 博	6 番	漆谷 光夫	7 番	大屋 光宏	8 番	中村 昌史
9 番	日野原 利郎	10 番	清水 優文	11 番	辰田 直久	12 番	亀山 和巳
13 番	石橋 純二	14 番	三上 徹	15 番	山中 康樹		

7. 欠席議員 0名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副 町 長	日高 輝和	総務課長	服部 導士
管財課長	朝田 誠司	定住促進課長	三上 直樹	企画財政課長	柳川 修司
町民課長	種 由美	税務課長	種 文昭	福祉課長	沖 幹雄
農林振興課長	植田 弘和	商工観光課長	日高 始	建設課長	土崎 由文
水道課長	川中 栄二	保健課長	口羽 正彦	会計課長	渡邊 庸子
羽須美支所長	服部 勲	瑞穂支所長	川信 学		
教 育 長	土居 達也	学校教育課長	洲濱 浩敏	生涯学習課長	大橋 覚
監査委員	森脇 義博	農業委員会長	田中 正規		

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 大賀 定 事務局統括課長補佐 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
9 番	日野原 利郎	10 番	清水 優文

12. 本日の会議の大意は別紙のとおりである。

平成31年第2回邑南町議会定例会議事日程(第1号)

平成31年3月4日(月) 午前9時30分開議

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 町長施政方針

日程第4 教育方針

日程第5 行政報告

日程第6 報告事項

報告第1号 専決処分の報告について

報告第2号 例月現金出納検査結果報告について

報告第3号 平成30年度定期監査報告について

日程第7 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第8 議案の上程、説明

議案第4号 指定管理者の指定について(邑南町青少年旅行村)

議案第5号 指定管理者の指定について(邑南町集団宿泊研修施設)

議案第6号 指定管理者の指定について(邑南町ほたるの館)

議案第7号 指定管理者の指定について(はすみ交流センターほか)

議案第8号 指定管理者の指定について(邑南町観光案内所ほか)

議案第9号 指定管理者の指定について(邑南町農作業準備休憩施設)

議案第10号 指定管理者の指定について(邑南町婦人若者等活動促進施設)

議案第11号 指定管理者の指定について(邑南町猪肉加工場)

- 議案第 1 2 号 邑南町課設置条例の一部改正について
- 議案第 1 3 号 邑南町個人情報保護条例の一部改正について
- 議案第 1 4 号 邑南町職員定数条例の一部改正について
- 議案第 1 5 号 邑南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 議案第 1 6 号 邑南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 議案第 1 7 号 邑南町情報通信施設条例の一部改正について
- 議案第 1 8 号 邑南町町営バス条例の一部改正について
- 議案第 1 9 号 邑南町税条例の一部改正について
- 議案第 2 0 号 邑南町国民健康保険直営診療所条例の一部改正について
- 議案第 2 1 号 いわみ温泉活用施設条例の一部改正について
- 議案第 2 2 号 邑南町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 議案第 2 3 号 邑南町高齢者等介護予防生活支援事業費用徴収条例の一部改正について
- 議案第 2 4 号 邑南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 2 5 号 邑南町医療福祉従事者確保奨学基金条例の一部改正について
- 議案第 2 6 号 邑南町水道布設工事等に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 2 7 号 邑南町立体育館条例の一部改正について
- 議案第 2 8 号 消費税法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 2 9 号 邑南町債権管理条例の制定について
- 議案第 3 0 号 邑南町債権管理条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 3 1 号 邑南町森林環境保全対策基金条例の制定について
- 議案第 3 2 号 邑南町第 2 次総合振興計画の一部変更について
- 議案第 3 3 号 邑南町過疎地域自立促進計画の一部変更について

- 議案第 34 号 邑南町地域保健福祉計画の一部変更について
- 議案第 35 号 平成 30 年度邑南町一般会計補正予算第 10 号について
- 議案第 36 号 平成 30 年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第 5 号について
- 議案第 37 号 平成 30 年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第 6 号について
- 議案第 38 号 平成 30 年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第 3 号について
- 議案第 39 号 平成 30 年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第 4 号について
- 議案第 40 号 平成 30 年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第 3 号について
- 議案第 41 号 平成 30 年度邑南町水道事業会計補正予算第 1 号について
- 議案第 42 号 平成 31 年度邑南町一般会計予算について
- 議案第 43 号 平成 31 年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第 44 号 平成 31 年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算について
- 議案第 45 号 平成 31 年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 議案第 46 号 平成 31 年度邑南町下水道事業特別会計予算について
- 議案第 47 号 平成 31 年度邑南町電気通信事業特別会計予算について
- 議案第 48 号 平成 31 年度邑南町水道事業会計予算について

平成31年第2回邑南町議会定例会(第1日目)会議録

【平成31年3月4日(月)】

—— 午前 9 時 3 0 分 開会 ——

~~~~~〇~~~~~

### 開会宣告

- 山中議長(山中康樹) おはようございます。定足数に達しておりますので、ただ今から、平成31年第2回邑南町議会定例会を開会いたします。議長の諸般の報告につきましては、お手元に配布をしたとおりでございますのでご覧いただきたいと思います。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりでございます。

~~~~~〇~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 山中議長(山中康樹) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。9番、日野原議員。10番、清水議員。お願いをいたします。

~~~~~〇~~~~~

### 日程第2 会期の決定

- 山中議長(山中康樹) 日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りをいたします。本定例会の会期は本日、3月4日から3月15日までの12日間といたしたいと思います。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 山中議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日、3月4日から3月15日までの12日間とすることに決定をいたしました。

~~~~~〇~~~~~

日程第3 町長施政方針

- 山中議長(山中康樹) 日程第3、町長施政方針。これより町長に施政方針を行っていただきます。

○石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 番外、石橋町長。

○石橋町長(石橋良治) 平成31年第2回邑南町議会定例会の開会にあたり、提案いたします平成30年度補正予算案及び平成31年度予算案、条例案、その他の諸議案の説明に先立ちまして、当面の町政運営に望む私の基本的な考え方と主要な施策について申し上げ、町民の皆様をはじめ、議会の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げたいと存じます。さて、政府の閣議決定による経済財政運営と改革の基本方針2018によれば、日本経済は、5年半に及ぶアベノミクスの推進により、名目GDPと実質GDPがともに過去最大規模に拡大し、政権交代以降、景気回復は、緩やかではあるが長期間にわたって継続しており、地方行財政改革などについては地方創生の推進や東京一極集中の是正により、東京から地方への人、モノ、金の流れを促進することで、個性と活力ある地域経済に再生し、同時に、次世代に持続可能な地方財政制度を引き渡していくことが重要であるため、2040年頃を見据えての目標設定と課題の洗い出しを行い、必要となる取組を実行するとともに国、地方で基調を合わせた歳出改革や効率化に取り組むこととされております。

平成31年度の国の地方財政計画によりますと、地方の一般財源総額は、平成30年度に比べ1.0%程度を上回るとされ、地方交付税も1.1%の増となっております。地方財政計画上は、地方税収の伸びが見込まれていますが、本町では大幅な税収の増額が期待できない上に、合併算定替えに伴う交付税の縮減措置などもあり、引き続き一般財源の確保が大変厳しい状況となっております。このような状況を踏まえ、本町の平成31年度当初予算の編成にあたりましては、つなげ、民の力へをテーマとし、邑南町総合戦略の総仕上げに向けてラストスパート。しごとづくりセンターの機能をフル活用し、経済循環の向上に結びつける。定住支援に向けた住まいの確保。羽須美地域のにぎわいを創出する事業の検討。森林資源の活用と森林保全活動の実施。遊休地の活用。ふるさと寄附の強化。道の駅瑞穂再整備事業の検討、実施を重点項目に掲げました。大変厳しい財政状況であり、平成31年度当初予算では、財政調整基金からの繰り入れを1億1,600万円あまり行つて予算を編成しております。可能な限り、町民の皆さま方のご要望にお応えできるよう配慮するとともに、邑南町第2次総合振興計画に掲げたまちづくりのテーマである、心かよわせとともに創る邑南の郷に向かい、総合戦略の3つの基本目標と5つの具体的施策分野に重点化を図り、あわせて町民の皆さまのご協力をいただきながらまちづくりを進めてまいります。具体的な内容でございますが、最初に31年度予算編成のテーマであります、つなげ、民の力へに関わることをいくつか申し上げます。

ええ、まず一つ目に、平成27年度から31年度までの5年間を計画期間とする矢上高校将来ビジョンが最終年度を迎えます。31年2月に島根県教育委員会から、2020年代の県立高校における教育の基本的な方向性と具体的な取り組みが県立高校魅力化ビジョンとして示されました。同ビジョンでは学校規模にのみこだわることなく、地元市町村及び地域の参画を得ながら、協働して高校の魅力化、特色化を進めていくとともに、取り組みの成果を検証し、より望ましい高校のあり方を島根県と地元市町村で共有することが重要とされ、今以上に魅力化事業の成果が求められる内容となっております。地方創生、地域活性化の観点からも次の5年間を見据えた新たなビジョンづくりに着手いたします。

二つ目に、平成31年2月に策定した邑南町地域公共交通網形成計画における目標の一つにネットワークの要となる拠点などの整備が掲げられています。瑞穂地域高原地区の馬場交差点付近の県道改良に伴い、主要交通結節点として位置づけている石見高原駅の整備に着手いたします。平成31年度は用地買収と敷地の測量設計を実施いたします。そのほか、計画に定める6つの目標と32事業の具体化に向けた取り組みに着手します。

三つ目に、平成28年度から各地区で取り組みがスタートした地区別戦略実現事業は、31年度が最終年度となります。各地区の戦略の集大成に向け伴走支援を継続します。3年間継続実施してきた都市交流モデルコンペ事業では、合計8地区から事業提案が有り、内6地区が採択されました。本事業は30年度で終了となりましたが、モデルとして実施された地区では実施団体の法人化が進むなど、事業の実効性や継続性を高く評価しています。そこで31年度は、これまでの課題を精査し内容を見直した上で最終年度のコンペ事業として実施いたします。

四つ目に、平成23年度から取り組みを始めた日本一の子育て村構想については、平成32年度末を目標に、子育て世代を中心にした定住対策を推進してきたところです。これ

までの人口動態では、社会動態が3年連続でプラスに転じたことや、国立社会保障人口問題研究所が国勢調査をもとに5年毎に発表する人口推計において、2015年の実績値が、推計値を70名上回ったことで、2020年の将来人口推計も上方修正されました。31年度は、島根県中山間地域研究センターとの共同研究により、こうした客観的な数値の検証と、町内の子育て世代の実感などの検証作業を開始いたします。

五つ目に、平成30年度から進めている関係人口を切り口に地域資源の再活用を進め、産業創出と賑わいを取り戻す、はすみ再生、ふるさとリノベーションプロジェクトが2年目を迎えます。一つ目の柱、木の学校プロジェクトでは地区別戦略とも連携しつつ、空き家などを活用した賑わいの創出に取り組みます。二つ目の柱、旧三江線レールパークプロジェクトが、プロジェクトでは特定非営利活動法人、いわゆるNPO法人江の川鐵道の活動に対し、引き続き地域おこし協力隊制度を活用した支援を実施します。三つ目の地域課題解決プロジェクトでは、デマンド交通の運営を担うNPO法人はすみ振興会に対し、新たに地域おこし協力隊を配置し活動を支援することで、社会人や学生サークルなどの外部人材と地域住民との連携を深めながら、関係人口の拡大と地域での受け皿整備を進めてまいります。

次の大きな六つ目でございますけれども、旧三江線鉄道資産については、宇都井駅と口羽駅一帯の鉄道資産の取得について検討を続けてまいりました。NPO法人江の川鐵道においては鉄道公園化構想を掲げトロッコ列車による実証実験などを実施されました。得られた成果などについて、町として総合的に判断した結果、町としてはこれらの鉄道資産を取得したいと考えています。ただ、住民の皆様のご理解や議会の同意をいただくにはもう少し時間が必要ですが、今年度末に向けてはその第1歩として、JR西日本に対し資産譲渡依頼書を提出し、取得に向けた手続きを開始することと今後のスケジュールについて、今議会において説明したいと考えております。

次に七つ目でございますが、道の駅瑞穂再整備につきましては、本年度、道の駅瑞穂再整備基本構想を骨格として基本計画を策定しております。今後は、財源を確保しつつ、この計画を具現化するために事業を進めていくことになります。平成31年度におきましては基本計画を行い、早期工事着工に向けて官民連携のもとに関係機関及び町民の皆さまのご協力をいただきながら進めてまいります。

次に八つ目でございますが、ふるさと寄附の取り組みについて申し上げます。平成27年度から返礼品を取り入れ取り組みを行った、行ってきた結果、昨年度まで2,000万円から2,500万円の寄附、30年度は5,000万円を超える寄附をいただいております。こうした取り組みにつきましては、更なる自主財源の確保や町内の経済的効果の向上を図る必要があり、所属部署を総務課から商工観光課へ異動し、専門性を高めるとともに民の力を生かすため、町内事業者であります、食と農人材育成センターに返礼品業務の一部を委託することとし、町内における高い経済的効果と生産性の向上を実現し、第1弾としてふるさと寄附額2億円を目指したいと考えております。

以上がつなげ、民の力へというようなところを主に説明をさせていただきました。

ええ、次に、邑南町行財政改善計画について申し上げます。昨年の9月議会で議決いた

だきました。邑南町行財政改善計画につきましては、以後、邑南町行財政改善実施計画と邑南町定員適正化計画の作成を進めてきておりまして、行財政改善実施計画につきましては現時点で盛り込めるものを記載したものを、定員適正化計画につきましては完成したものをいずれも今議会でお示しをしております。この計画はこれからもローリングを行い、適時見直しを行っていくこととしております。なお、行財政改善実施計画におきましては、新年度で予定をしております機構改革により、1課削減と業務分担の調整を明記しております。具体的には、企画財政課の財政部門と税務課を統合し財務課とし、企画財政課の企画部門と定住促進課を統合し地域みらい課とし、1課削減するとともにふるさと寄附に関する活動を商工観光課に追加するなどの業務分担の調整を行っておりまして、それに係る邑南町課設置条例の一部改正案を今議会でご提案をしておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、防災無線更新事業について申し上げます。防災無線の更新につきましては、総務省の補助事業の制度設計が行われなかったことにより、平成31年度事業着手を目指しプロポーザルによる提案募集を行うこととしました。1月10日にプロポーザル執行通知を送付、2月14日を参加申込書と技術提案書などの提出期限とし開始しました。申し込みは7社からあり、2月28日と3月1日にプレゼンテーション審査を行い、3月15日に審査結果を通知する予定としております。以後、契約に向けての協議に入り、平成31年度に契約を締結します。なお、契約の工期につきましては、契約金額により平成31年度完了とする場合と平成32年度完了とする場合を考えておりまして、当初予算につきましては平成31年度の事業分を計上しておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

次に、福祉施策について申し上げます。近年、社会福祉の分野では、地域包括ケアあるいは我が事、丸ごとといった言葉で、多分野を包括的に、様々な担い手により支え合うという視点での仕組みづくり、地域づくりが求められております。邑南町におきましては、既に福祉の充実が図られておりますが、社会環境の変化などにより、必要があれば既存の事業や仕組みの見直しを行っていくことが必要と考えております。新年度におきましてもそういう観点も持ち合わせながら、町民福祉の増進に取り組んでまいります。児童福祉分野では、子どもまるごと相談室を中心に引き続き包括的な子育て支援、相談体制の充実をめざします。現在、わが国では児童虐待の問題が深刻化しております。本町におきましては、役場福祉課および保健課、教育委員会、児童相談所、警察、各小中学校、特別支援学校、高等学校、民生児童委員などの関係機関により、邑南町要保護児童対策地域協議会を設置しており、今後も連携を密にして要保護児童の支援を行ってまいります。また、保育所関係では、本年10月から、国の幼児教育無償化の方針に則り3歳児、4歳児、5歳児の保育料無償化、住民税非課税世帯の0歳児、1歳児、2歳児の保育料無償化を実施いたします。併せて、放課後児童クラブ支援員の処遇改善を計画しております。障がい福祉の分野におきましては、来年のパラリンピックへ向けて、引き続き、あいサポート運動などにより、住民の皆様の障がいに対する理解が向上するよう取り組みます。また、相談支援事業所や町社協と連携して、生活のしづらさや、ひきこもり傾向のある方の相談支援を行ってまいります。さらに、新規事業といたしまして、今年度から2か年にわたる手話講座の開催を計画しております。多くの皆様の受講を期待しております。高齢者福祉におきま

しては、平成30年度から新しい総合事業のメニューとして、高齢者つどいの場づくり事業を始めており、2地区で実施していただいております。新年度も引き続き立ち上げ支援を行ってまいります。また、各地区で支え合いのしくみを議論していただくための第2層協議体の設置を推進するとともに支援を行っていきたいと考えております。新規事業といたしまして、介護タクシー利用による通院や、免許返納者のタクシー利用による通院の支援を行いたいと考えております。これらにより地域の皆様と協働して介護予防や生活支援の仕組みづくりに取り組んでまいります。生活困窮者自立支援事業は、新年度で事業開始から5年目を迎えます。引き続き委託先の町社協と連携し、困っておられる方の支援に努めます。以上、どの分野におきましても、複層的な要因がある困りごとがほとんどでありますので、多分野、関係機関が連携して問題解決、自立支援に取り組んでまいります。

次に、成人保健事業について申し上げます。成人保健事業では、特定健診で把握した予備群の方へ働きかけ、早期に生活改善を図ることで、生活習慣病の発症を予防します。また、高血圧、糖尿病、慢性腎臓病などの方に対して、かかりつけ医と連携し、悪化予防に努め、心臓病、脳卒中、人工透析などの重症化を予防します。更にはがん対策として、より多くの方に受診していただける体制づくりを行うとともに、精密検査の受診率が向上するよう努めてまいります。次に、母子保健事業について申し上げます。本町では、妊産婦の健康や出生後の子どもの健やかな成長を支援するため、子どもまると相談室を設置しています。現在相談窓口への相談件数やその相談から保健師の訪問相談へつながった件数も増えています。平成31年度も引き続き相談しやすい環境づくりに努め、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整を密にするなど、子どもの成長に合わせたきめ細かな支援を行ってまいります。また、各種健診を実施し、乳幼児の発育・発達の確認、疾病の早期発見に努めるとともに、様々な相談に対応し親の子育て不安の軽減に努めてまいります。次に、骨髄移植ドナー支援事業について申し上げます。本町では、平成31年4月から骨髄移植ドナー支援事業助成金制度を創設します。これは公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業における骨髄又は末梢血幹細胞の提供者に対して、健康診断等の通院、細胞提供のために入院する休業などを補償する制度です。骨髄移植を必要とする患者さんは、全国でもたくさんいらっしゃいます。一人でも多くの患者さんを救うためには、一人でも多くの骨髄提供者の協力が必要です。本町では、この事業により提供者を支援することで、骨髄等移植及びドナー登録の推進を図ってまいります。次に、風疹対策の推進について申し上げます。平成30年12月、厚生労働省から風疹感染拡大防止のための対策事業実施の方針が出されました。これは、風疹抗体価保有率の低い年齢層の男性を対象に抗体価検査を行い、抗体がないと判定された方に対して風疹定期予防接種を行うものです。実施方法などについてはこれから示される部分もありますが、国から出される方針に基づき、町としての対応を速やかに行う予定です。次に、高齢者肺炎球菌予防接種特例措置の延長について申し上げます。国においては、平成26年度の予防接種法施行令改正により、平成30年度まで5年間の特例措置期間を設け、65歳以上の方に対して肺炎球菌予防接種を実施してきましたが、全国の接種率が40%と目標に達していないことから、更に5年間特例措置期間を延長する方針が出されました。本町ではその方針に基づき、これまで予防接種をしてもらえない65歳からの5歳ごとの節目の方に肺炎球菌予防接種を実施してま

います。

次に、新可燃ごみ共同処理施設整備計画について申し上げます。平成31年度から施設建設工事に入り、平成34年度の供用開始の予定となっております。続いて、最終処分場施設整備計画について申し上げます。最終処分場施設につきましても平成31年度から実施工事に入り、平成34年度の供用開始の予定でございます。新可燃ごみ共同処理施設整備計画や最終処分場適正化計画に基づく事業費の負担金につきまして、引き続き平成31年度当初予算に計上しております。ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、農林業の振興について申し上げます。平成30年は年明けから大雪に見舞われ、夏には集中豪雨、秋には台風と気象災害に翻弄された一年でした。これを受けて国では、気象災害に強い産地づくりをすすめるとともに、一般家庭での食糧消費の減少と中、がい。中、そとですね、中食、外食需要の増加に対応した加工用、業務用食糧生産への移行を進めることとしております。また、東京オリンピック、パラリンピックから大阪万国博覧会へと続く国際的イベントの開催や、インバウンドの増加、農林水産物の輸出増加を意識した食の安全基準の導入促進といった取り組みを掲げています。島根県では平成17年から取りやめていた農業産出額目標を再設定することとし、コメに大きく依存していた農業生産構造を見直し、園芸作物への転換を図る方針を示しております。本町においてはこういった状況を踏まえて、良質米生産への取り組みは維持しつつ、需要の減少によって空いた水田を活用して、園芸作物への取り組みを強化し、核となる人づくり、組織づくりに取り組むことによって、将来の生産拠点づくりにつながる取り組みを行っていきたいと考えております。

次に、建設関係の事業について申し上げます。国県道整備事業ですが、浜田作木線高見工区は、高見川に架かる高見橋の橋梁下部工事及び高原交差点の改良工事を行う予定でございます。日貫地区の吉原工区は出合橋付近から浜田側の区間について、拡幅工事を進める予定でございます。甲田作木線日南川工区は、新たに日南川集会所付近の改良工事に着手する予定でございます。また、国道261号鱒沢工区、仁摩邑南線荻原工区、田所国府線市木工区についても、工事を継続実施いただく予定でございます。河川改修事業の出羽川三日市工区は、引き続き左岸の護岸改修工事を実施するほか、からすぎ橋上流の鱒沢地区についても新たに着工いただく予定でございます。農業農村整備事業につきましては、県営中山間地域総合整備事業により、引き続き圃場整備等の農地農業用施設整備を実施していただく予定です。また、農道整備につきましては邑南広域農道の修繕事業及び県営農道和田線改良事業を継続して行っていただく予定でございます。県営林道整備事業でございますが、県営林道開設事業の三坂小林線を継続して実施する予定となっております。町道の整備事業につきましては、落石対策、町道橋を中心とするインフラ長寿命化対策、通学路の安全対策を重点に事業を進めます。具体的には、町道青笹線の災害防除事業、矢上小学校付近の竹友橋の修繕工事、石見中央線や判場川角線などの町道8路線の改良事業を実施する予定でございます。公営住宅の整備でございますが、口羽及び高原に公営住宅を整備するため、敷地造成及び建築工事にかかる測量設計業務委託を発注する予定でございます。また、火災により損傷のあった三本松団地2号棟を用途廃止し、解体に着手する予定でございます。

次に、水道事業について申し上げます。水道事業におきましては、老朽施設の更新や使用水量が減少傾向となる中におきまして、長期的に安定した事業経営が求められます。そのために、給水原価を下げる方策としまして、有収率の向上を目指した管路の更新工事を口羽地区と瑞穂東地区で引き続き行い、平成31年度完了予定でございます。次に、下水道事業でございますが、特定環境保全公共下水道事業におきまして、下水道事業の効率化を目的とした香木の森公園エリアを公共下水道に統合する事業として、平成31年度から工事に着手して参りたいと考えております。また、浄化槽市町村整備推進事業により、15基の合併処理浄化槽設置工事を予定しており、下水道普及率の向上を進めると共に施設の適切な維持管理に努めて参ります。

次に、国民健康保険事業について申し上げます。平成30年度から都道府県が保険者に加わり、国民健康保険の財政運営の責任主体となって事業を行っております。市町村の窓口事務は、国保都道府県化後も何ら変わっておりませんので、滞りなく国保事業を実施できたかと安堵しております。平成31年度は二年目を迎えるわけでございますが、国保事業を行うに当たり県下の市町村は、島根県が決定した国保事業費納付金を納めなければなりません。この納付金の算定には、各市町村の医療費水準及び所得水準などが関係いたします。邑南町におきましても島根県が定めた納付金を基に保険税率を決めて、国保加入世帯から保険税を徴収するというしくみに変わっております。今後も納付金の増減や、納付金に関係する医療費の動向にも注視しながら、保険税率を考え、引き続き島根県と連携を密にしながら、適正な国保の事務処理、予算編成に努めてまいりたいと思っております。今定例会には、国保制度改革2年目となります平成31年度当初予算を提案しております。国保税率につきましては、改定を行わない方針でありますが、次年度以降の納付金の算定の基礎となります医療費及びこれから決定される交付金の配分などの動向を推察し、7月の本算定で最終決定とさせていただきたいと考えております。

次に、国保直営診療所事業について申し上げます。矢上診療所についてでございますが、平成31年度からは、旧矢上保育所跡地に建設中の建物で引き続き運営いたします。このため、平成30年度に矢上診療所の常勤の医師について全国公募を展開したところでございます。数名の医師からお問い合わせを、などをいただきました。その内、適任者の方1名に対し、今後勤めていただく予定でございます。なお、勤務していただく時期については協議中でございます。したがって、当面、4月からの診療体制につきましては、引き続き島根県や関係機関のご協力をいただき、所長に石原晋先生をお迎えし管理業務を行っていただき、診療については、現在の矢上診療所で診療に携わっておられます県も含めて3人の医師で、引き続き行っていく方針でございます。なお、診療所のスタッフにつきましては、平成30年12月から1月にかけて公募し、看護師2名、医療事務職員2名の配置を予定しております。診療時間につきましては、現在午前中のみでございますが、これを午後も診療することとし、今、その体制を整えているところでございます。なお、土曜日は、診療は行なわないことと致します。薬は、従来どおり院外処方となりますが、患者様の負担を軽減するような配慮をしてまいりたいと思っております。何とぞ、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、後期高齢者医療制度の改正について申し上げます。後期高齢者医療保険料の均等

割軽減特例の見直しが行われ、平成31年度から実施されます。この見直しは、世代間の負担の公平を図るとともに、すべての方々が安心して医療を受けられるよう、平成31年10月に所得の低い方への介護保険料の軽減強化や年金生活者支援金、ああ、年金生活者支援給付金の支給が開始されることとあわせ実施となるものです。平成31年度は、後期高齢者医療制度創設時の暫定的な措置により実施されてきました9割軽減についての見直しでございます。これまで保険料の均等割額が9割軽減され、納付額が1割であったものが、8割軽減となり、納付額が2割に変わります。国では現在、見直しの対象となる被保険者に丁寧な説明を行うため、個別周知を行うなどの検討がなされています。

次に、平成31年度当初予算案について申し上げます。平成31年度当初予算につきましては、予算編成のテーマをつなげ、民の力へとし、冒頭で申し上げました重点施策及び行財政改善計画の着実な実行を目指しての予算編成としております。まず、一般会計当初予算案は、合計114億5,500万円で、前年度当初予算と比較しますと700万円、率にして0.06%の微増となっております。増額となった主な事業でございますが、総務費で防災無線更新事業費が3億3,323万2,000円の増。ふるさと基金管理費が7,188万9,000円の増。ふるさと基金事業費が4,302万6,000円の増。参議院議員選挙費が1,508万3,000円の増。民生費で保育所町単独補助費が1,280万6,000円の増。衛生費で直営診療所事業特別会計繰出金が2,384万9,000円の増。邑智郡総合事務組合負担金のし尿、ごみ処理施設運営費分が4,718万3,000円の増。同じく邑智郡総合事務組合負担金のごみ処理施設整備事業費が2億40万1,000円の増。農林水産業費で邑南町森林環境保全対策基金管理費が1,701万8,000円の増。邑南町森林環境保全対策基金活用事業が592万5,000円の増。県営農道保全事業費の農道改良事業負担金が1,750万円の増。土木費で道路橋りょう新設改良費の判場川角線改良が3,249万3,000円の増。橋りょう長寿命化事業費が2,039万4,000円の増。消防費で江津邑智消防組合負担金が1,439万6,000円の増。教育費でいわみスタジアム電光掲示板改修事業費が6,647万6,000円の増。災害復旧費で農業用施設災害復旧費が5,069万円の増などでございます。

一方、減額となった主な事業でございますが、総務費でおおなんネット基幹システム改修事業費が2,362万9,000円の減。全期前納報奨金が1,023万円の減。民生費でくるみ邑美園児童部棟開設事業費が2,900万円の減。保育所措置費が1,110万2,000円の減。東光保育園改築事業費が2億204万6,000円の減。衛生費で公立邑智病院への繰出金が2,347万6,000円の減。農林水産業費で農地有効利用支援整備事業が1,095万9,000円の減。畜産クラスター事業費が2,400万4,000円の減。商工費で香木の森公園香夢里改修事業費が1,000万1,000円の減。教育費で石見東小学校改修事業費が6,996万5,000円の減。旧山崎家住宅改修事業費が6,268万9,000円の減。災害復旧費が、災害復旧費で農地災害復旧費が2,596万2,000円の減。公債費が1億7,940万9,000円の減などでございます。

続きまして、歳入の内容でございます。地方交付税関係でございますが、普通交付税は、前年度当初予算比で2億468万6,000円、率にして3.8%減額の51億9,969

万5,000円としております。減額の主な要因としましては、合併算定替に伴う減額及び平成30年度に続き包括算定経費が減額となったことなどが大きな減額要因です。平成30年度の決定額との比較でございますが、個別算定経費に対する算定分が3,569万7,000円の減額。包括算定経費に対する算定分が3,282万2,000円の減額。公債費に対する算定分が1億5,215万4,000円の減額。合併算定替に伴う減額が8,774万8,000円と見込んでおります。普通交付税につきましては、国の地方財政計画及び県の資料により算定しております。特別交付税につきましては、前年度当初予算比0.2%減の6億6,866万3,000円を見込んでおります。また、臨時財政対策債は、前年度当初予算比61.7%減の1億795万2,000円でございます。その他の歳入では、国庫支出金が保育所等整備交付金、社会資本整備総合交付金などの減により、前年度当初予算比14.0%減額の7億5,071万4,000円。県支出金がしまね定住推進住宅整備支援事業費補助金、畜産クラスター事業補助金などの減により、前年度当初予算比2.8%減額の9億3,991万9,000円となっております。また、町債につきましては、前年度当初予算比3.6%増の14億2,315万2,000円となっております。この内、いわゆる過疎ソフト事業債につきましては、前年度当初予算比2,180万円減額の3億1,520万円を計上しております。なお、平成31年度は邑智郡総合事務組合負担金の増額や直営診療所事業特別会計繰出金などの増額に対応するため財政調整基金から1億1,647万5,000円の繰入金を計上しております。

次に、歳出でございますが、大変厳しい財政状況ではありますが、町民生活や町行政全般に配慮したうえで、冒頭で申し上げました重点施策及び行財政改善計画の着実な実行を目指し、予算編成をしております。普通建設事業としましては、防災無線更新事業費が3億3,337万7,000円。道路新設改良費が1億5,103万4,000円。橋りょう新設改良費が5,687万6,000円。石見東小学校校舎改修事業費が3,546万3,000円。いわみスタジアム電光板、電光掲示板改修事業費が6,647万6,000円などとなっております。以下、特別会計は、国民健康保険事業特別会計が13億7,900万円で1.6%の減。国民健康保険直営診療所事業特別会計が1億300万円で58.5%の増。後期高齢者医療事業特別会計が3億5,400万円で2.2%の減。下水道事業特別会計が9億5,100万円で4.0%の増。電気通信事業特別会計が4億5,800万円で1.1%の減となっております。一般会計、特別会計を合わせた合計額は147億円で、対前年度比では0.3%の増となっております。国の地方財政計画によりますと、地方の一般財源総額は平成30年度比で5,913億円増の6兆7,072億円となっております。しかし、これは地方税収の増額を見込んだ上での算定であり、地方交付税だけを見ますと、1,724億円増の1兆6,809億円となっております。したがって、税収増があまり期待できない本町におきましては、一般財源の確保が厳しいだけでなく、交付税も合併算定替えなどを反映して減額が続くものと見られます。行財政改善の取り組みにつきましても、一層取り組みを加速化し、健全な行財政運営の体制を構築してまいります。

以上、当面の町政運営に望む私の基本的な考え方と、主要な施策について申し上げますが、今まで以上に町民との対話を大事にし、行政課題に的確に対処するべく、全精力を

傾注してまいる所存でございます。何卒、議員各位と町民の皆様の、率直なご意見とご指導を賜りますようお願いを申し上げます。なお、本定例会に提案いたします議案は、人事案1件、条例案20件、補正予算案7件、当初予算案7件、その他の案件11件。合わせて46件としております。何卒、慎重にご審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

●山中議長(山中康樹) 以上で、町長施政方針は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第4 教育方針

●山中議長(山中康樹) 日程第4、教育方針。これより教育長に、教育方針を行っていただきます。

○土居教育長(土居達也) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 土居教育長。

○土居教育長(土居達也) 平成31年3月邑南町定例議会にあたり、平成31年度邑南町教育行政の方針と主な施策について申し上げ、皆様方の御理解と、御協力を賜りたいと思います。さて、教育委員会では昨年9月に今後の公民館のあり方を示しました。その中で公民館は、住民と行政をつなぐ協働づくりの場を目指すという方向性を打ち出しました。全国的にも人口減少が進む中で、町行政はもちろん、各公民館エリアにおいても地区別戦略にもとづいた対策の取組が進められています。しかし、これからの将来は、人口減少だけでなく、様々な地域課題が浮き彫りとなり、行政だけで解決できることはむしろ少なくなると想定され、地域と行政などとの真の意味での協働が一層求められます。協働を進めて行くためには、地域住民が地域をより良くするために、課題について学び合い、意見を出し合って合意形成を図りながら、課題解決に取り組もうとする機運や当事者意識の醸成がとても重要であり、公民館活動をととした一層の取組が求められます。昨年末に人口減少時代に、の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策についてと題した答申が中央教育審議会に提出されました。この中でも社会教育は、個人の学びの尊重に留まらず、学びの場における対話などの相互学習を通じて、住民相互のつながり意識や絆が強まるなどの効果が期待されているとしています。人口減少を迎えた地域が、様々な困難に直面する中で、学びによる人材育成や住民同士のより良い関係の構築により、住民自らが課題を発見して、解決していくという持続的な地域づくりにつながっていく意義を持つとしています。こうしたことから、12公民館が協働づくりの場としての役割を果たし、住民同士の学びと交流を図るとともに、行政や関係団体とも協働しながら、地域が直面する様々な課題の解決に取り組めるよう一層支援していきます。

今こうした協働づくりは、学校と地域のあり方にも求められています。国の学校教育の方針を定めた、次期学習指導要領の前文において、子どもたちを持続可能な地域社会の創り手へと育成することを掲げ、そのために社会に開かれた教育課程の編成を求めています。持続可能な社会の創り手を育むためには、学校が地域や家庭と目標やビジョンを共有し、一体となった地域とともにある学校への転換を図り、子供たちを育てることが求められます。昨年度策定しました邑南づくり教育計画は、次代を担う人材育成のための計画であり、持続可能な社会の創り手の育成と同じ方向性をもつものだと考えます。また平成29年度

から進めています教育の魅力化についても、地域とともにある学校づくりが最終的なゴールであり、家庭や、地域や家庭と熟議を重ねながら、いかに目標やビジョンの共有化を図るかが成功の鍵だと考えます。こうした学校と家庭、地域との協働づくりの取組を町全体に広げていくために検討会を設置し、協働を進める目的や推進の方策、体制づくりなどについて協議を進めます。そしてそれにもとづき推進体制の構築を図っていきます。またこの取組を義務教育だけに限定することなく高等学校等にも広げたものとなるよう努めています。このような地域とともにある学校づくりの推進は、地域学校など、子どもたちへの地域の様々な関わりが一層活性化され、社会教育のさらなる推進にもつながっていくものと考えます。

次に、学校教育の主な施策について述べます。小学校は平成32年度、国の学校教育の指針を示した次期学習指導要領完全実施の年となります。各小学校では、教育課程の編成などの準備が必要となります。教育委員会においても小学校教員を対象にした外国語指導研修の実施や外国語指導助手を増員するなどの支援をしていきます。さて学校は、子どもたちにとって安心、安全な場所でなければなりません。その基盤になるのは、子どもたちの間にある違いを大切なものとして受け止め、違いを豊かさに変えようとする営みを学校づくりや学級づくりの基底に据え推進していくことです。そのためにも、次年度も2年間、ああ、2日間の多様性教育セミナーを開催し、多くの教職員に受講していただくよう努めます。また、学びづらさや生きづらさを感じている子どもたちへの支援を図るために、生活支援員や学習支援員を必要な学校に配置します。また、教職員や保護者への研修を進めるとともに石見養護学校の出前講座を活用し、子どもたちの学びを深める取り組みも同時に進めていきます。また、学校生活の多くの時間を費やしている学習時間が、子どもたちにとって充実したものでなければなりません。わからないや間違いも含め多様な考えを出し合い、より深い学びにしていけることが更なる学びにつながると考えます。次期学習指導、指導要領で求められています、主体的、対話的で深い学びは、邑南町で早くから取り組んできました学び合い学習そのものであり、モデル校方式を継続しその実現に努めます。邑南町の子どもたちに習得してほしい質の高い学びの力は、島根の子どもたちに付けたい力、すなわち、主体的に課題を見つけ、様々な他者と協働しながら、定まった答えのない課題にも粘り強く向かっていく力と同じ方向であり、これからの社会を生き抜いていくために必要な力だと考えています。教科で身につけた知識や学びの力を、地域の課題解決につなげていく攻めのふるさと学習は、このような力を一層育てる大切な学びの場です。調べる、整理分析する、考えをまとめ表現するといった図書館活用教育のさらなる推進を図りながら、地域と協働して学ぶふるさと学習を目指します。そしてこうした学びで得られた成果をおおなんドリーム学びの集いで地域の皆様へ発信していきます。

また、子どもたちの読解力の向上が求められています。読解力の基礎となる語彙力を育てるため、小学校1年から始める辞書引き学習を継続します。そして、今年度に完成します説明文の指導ガイドに基づいた教員研修を行い、小中学校9年間をとおした体系的、計画的な指導により読解力の向上を図っていきます。子どもたちの生き方や仕事について考える学びを支援する中高合同キャリア学習会や地域でキャリア学習を応援する生き方探求キャラバン事業も継続していきます。また、地域のボランティアによって支えられ継続し

ています花まる算数教室は、島根大学との共同研究により子どもたちの学力の定着につながるよう努めます。

次に生涯学習の主な施策について述べます。はじめに社会教育関係です。スポーツ推進委員協議会として、障がい者と健常者とのスポーツ交流の集いを開催し、障がい者スポーツを体験することで障がいへの理解を深めボランティア意識の醸成にもつなげていきます。また小中学校のPTAを対象とした親学プログラムの推進をはじめ、幼児を対象にした親子体幹鍛え遊びや、親子間のコミュニケーションや協調を高めつつ、子どもの体力向上を目指すための家庭支援事業、逃走中を開催するなど、親子つながるプロジェクトに取り組めます。また誰もが、協働の心を持ち邑南町の未来を創造し学び合うため、地域学校を中心としたふるさと教育を推進していきます。昨年で10年を迎えましたNECレッドロケッツメンバーによるバレーボール教室を継続して開催し、夢を抱き目標を高く掲げ、行動に移すことができる子どもたちの育成を目指していきます。

次に文化財関係についてです。久喜銀山を国史跡にするための調査を継続しながら、指定のための意見具申書の作成に取り組めます。追加調査では、鉾山町や輸送経路などの周辺状況について、文献史料を中心に調査を進めるほか、製錬所周辺の関連施設や間歩群の測量を行います。これらの調査結果を盛り込み、歴史的、歴史的価値の裏付けを行いながら意見具申を行っていきます。

続いて、ハンザケ自然館の運営についてです。瑞穂ハンザケ自然館を平成32年度から町の直営施設として運営していきます。同館は国の天然記念物オオサンショウウオの展示学習施設として、邑南町の環境教育を進める拠点に位置付けてきました。その機能をさらに発展させて、小中学校の学習指導要領に基づきつつ、オオサンショウウオを活用した教育資材、学習プログラムの開発に取り組めます。

次に東京オリンピック・パラリン、パラリンピック関係について述べます。昨年10月に、フィンランド共和国のゴールボールチーム関係者を招いて、町内の施設などを視察してもらいました。多くの町民の皆様の協力があり、2020年春の事前合宿が決定しました。31年度は2020年に向けての綿密な準備を進めていきます。また、フィンランド共和国との文化交流などを進めるホストタウン事業の一環として、この5月には、エスポー市から男声合唱団を招き演奏会を開催します。多くの町民の皆様方のご来場を呼びかけていきます。第3回目を迎えますフィンランド派遣交流事業につきましては、事前研修のあり方を再検討し、より効果的な研修となるように企画します。また、訪問先のエスポーラフティ高校と矢上高校、石見養護学校との間で、文物の交換を行う文化BOXの取組を計画的に進めていきます。

続いて人権教育の推進について述べます。先に述べました東京パラリンピックの事前合宿誘致は、障がい者理解を進めるなど人にやさしい共生社会の町の実現を目指すものです。公民館や学校においては、これまでの人権教育の成果を基盤とし、学校でのゴールボール体験やスポーツ推進委員協議会主催の障がいスポーツの集いなど、体験的に学ぶ取組などを進めています。また、障がい者理解をより深めていくために、映画、こんな夜更けにバナナかよの上映会を計画していきます。上映会に加えて、原作本の読書会、映画鑑賞後の意見交流会、原作者を招いた講演会なども企画し、より多くの皆様が障がいについて考え



るきっかけづくりを進めます。町内企業を対象とした人権セミナー1日研修は、町職員の人権啓発推進委員の研修の機会ともし、部落差別など様々な人権課題の理解を深めるため例年と同様に実施します。

次に教育施設、教育施設設備について申し上げます。はじめに学校教育関係です。町内小中学校のすべての普通教室と音楽室など一部の特別教室の空調設備については、平成31年度6月末までの設置完了をめざします。また、石見東小学校の大規模改修工事は次年度図書室、家庭科室等の特別教室の改修工事を実施する計画です。石見中学校改築検討委員会は、継続開催とし次年度、基本構想、基本計画の策定をめざし努力していきます。

次に社会教育施設関係です。現在、いわみスタジアムに設置してあるスコアボードは、故障により使用できない状況となっています。修復ができないと判断し新たなものを設置するため、今議会に予算を計上いたしました。

以上、平成31年度の教育行政について、その取組の概要について述べました。今後とも、議員の皆様方をはじめ町民の皆様方の御理解・御支援をいただきますようお願いいたします。

●山中議長(山中康樹) 以上で、教育方針は終了いたしました。

●山中議長(山中康樹) ここで、休憩に入らせていただきます。再開は、午前10時36分とさせていただきます。

—— 午前10時36分 休憩 ——

—— 午前10時50分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

(発言の訂正)

●山中議長(山中康樹) 再開をいたします。先ほど、土居教育長から発言の訂正につきましての申し出がございましたので、発言を許可することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 異議なしと認め、発言を許可します。

○土居教育長(土居達也) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 土居教育長。

○土居教育長(土居達也) ええ、先ほどの、あのお、教育方針のところで、訂正をさしていただきたいと思います。お配りされております資料3ページ、上から7行目、多様性教育セミナーのところに次年度というふうに、を申し上げました。また、最後の教育施設関係のところで、次年度、大規模、石見東小学校の大規模改修工事は次年度。また、同じように石見中学校改築検討委員会は継続開催とし、次年度というふうに申し上げましたけども、次年度を削除し、平成31年度を、に改めさせていただきますようお願いをいたします。

●山中議長(山中康樹) ただいま、土居教育長から発言の訂正についての発言がございました。発言の訂正について、これにつきましてご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 異議なしと認めます。

~~~~~○~~~~~

## 日程第5 行政報告

●山中議長(山中康樹) これより町長に、行政報告、及び諸般の報告を行っていただきます。

○石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 石橋町長。

○石橋町長(石橋良治) 第2回邑南町議会定例会の開会にあたり、12月議会定例会以降の行政執行の主なものについて、ご報告いたします。はじめに、矢上高校の教育振興について申し上げます。平成31年度の矢上高校入学志願者数は、普通科定員60人に対し43人、産業技術科定員30人に対し28人で、推薦選抜を含めた定員90人に対し志願者合計は71人という厳しい状況でした。平成29年度の志願者内訳は、町内が49人、県外を含む町外が46人で合計95人と定員を超えておりました。昨年度、平成30年度は、全国的な少子化傾向の中、高等学校魅力化の取り組みが全国で展開される中、島根県内の公立高校への県外入学者総数が初めて減少しました。しかしながら矢上高校は、町内58人、町外33人の合計91人と、結果的に地元からの入学者増は、町外からの志願者減を上回り定員以上の志願者が確保出来ておりました。平成31年度は、町外が33人と引き続き厳しい状況が続く中で、もともと地元中学校生の総数が減少している状況の中、町内志願者が38人に落ち込んだことで志願者71人という厳しい状況となりました。引き続き、地元中学生に加え、町外、県外の中学生にも魅力的な高校となるよう一層努めてまいります。また、邑学館の指定管理については平成31年1月に、一般社団法人食と農人材育成センターと指定管理に関する仮協定を締結し、運営移行に向けた準備を進めています。地域食材を活用した手作り感のある食事の提供を含め、魅力的な高校寄宿舎環境に邑学館が寄与できるよう、法人、矢上高校、邑南町の3者で運営の詳細について協議を重ね、4月1日には指定管理の本協定を締結し新年度の運営をスタートさせる予定です。

次に、邑南町版まち・ひと・しごと創生総合戦略における地区別戦略実現事業について申し上げます。地区別戦略のうち、都市交流推進拠点整備事業による事業提案では、日和、阿須那の2地区が採択されました。阿須那地区の阿須那の明日を創る場では、空き家を宿泊施設に改修し交流人口、関係人口の拡大を目指す取り組みが進められています。日和地区の日和地区総合振興協議会では、日和びよりプロジェクトとして、既存の店舗を改修し、日和をPRすると共に都市交流拠点としての機能強化の取り組みが進められています。3月19日には、田所公民館において、ポスターセッションなどによる全12地区が参加する年度末報告会を開催し、情報共有を図りたいと考えています。

次に、邑南町地域公共交通網形成計画策定について申し上げます。邑南町地域公共交通網形成計画について、パブリックコメントを平成30年12月26日から平成31年1月15日まで実施し、2月4日に開催された邑南町地域公共交通会議において、全会一致で計画の承認を受けました。今後は、この計画に基づき、邑南町の公共交通実施を、実施していくこととなります。

次に、羽須美地域デマンド運行について申し上げます。平成29年2月から羽須美地域で検討を行ってきました羽須美地域デマンド運行が、本年4月1日から運行を開始する運びとなりました。運行開始の1週間前から予約受付を開始されます。また、3月31日には、羽須美地域デマンド運行開始式が開催されます。

次に、旧三江線鉄道資産活用について申し上げます。旧口羽駅並びに旧宇都井駅一帯の

鉄道資産活用については、昨年7月から今年1月末までの期間JR西日本から無償で借り受け、NPO法人江の川鐵道にその活用策等について実証実験を実施いただいたところです。2月1日には実験結果について報告を受けるとともに、鉄道資産の取得等についての要望書もいただいたところです。今年3月末までとされる検討期間が近づく中、実証実験の内容精査とリスク分析等をすすめております。

次に、Suimei Mega Solar Park（スイメイ・メガソーラー・パーク）太陽光発電事業について申し上げます。旧水明カントリークラブで行われております太陽光発電事業は、合同会社DMM. com（ディーエムエム・ドット・コム）により、平成30年4月より工事を実施しています。現在、旧ゴルフ場コース跡地から、中国電力株式会社羽須美変電所までの送電線埋設工事における、掘削、管路築造工事については、県道浜田作木線の一部を除き完了しており、平成31年4月より、管路内へのケーブル布設及び接続工事を、平成32年3月末を完了予定として実施されます。また、旧ゴルフ場内における場内太陽光発電設備設置工事におきましては、地元説明会開催後、4月中には工事着手されることとなっております。完成は2年後の平成33年3月で、4月より送電が開始される予定です。長期の工事となりますが、地域住民の生活や環境に悪影響の無いよう、町としても適切に対応して参ります。

次に、道の駅整備、再整備基本計画の進捗状況について申し上げます。ああ、道の駅瑞穂再整備基本計画の進捗状況について申し上げます。道の駅瑞穂再整備基本計画については、平成29年度に策定された、12地区とつなぐ道の駅瑞穂再整備の基本構想を基に策定しています。この基本計画は、広島都市圏や町外と町内12地区のゲートウェイ機能を担う広域ネットワーク拠点として道の駅を再整備し、賑わいを町内12地区へ波及させるとともに、定住人口、交流人口の増加を図るため、官民連携による基盤整備の調査を実施するものです。交通状況や道の駅のコンセプトを整理し、導入施設及びアクセス道路の検討、さらに維持管理、運営を民間の資金及び経営能力を活用して行う運営手法の導入可能性を検討しております。

次に、邑南町しごとづくりセンターについて申し上げます。邑南町しごとづくりセンターは、今年度に入り、昨年4月から今年の1月までで285件の相談があり、5件が起業されております。現在、相談業務を、一時中断をしておりますが、再開まで今しばらくお待ちいただきたいと思いますと考えております。今後も商工会をはじめとした関係機関との連携を進め、支援体制の強化に努めてまいります。

次に、東光保育園改築事業について申し上げます。平成30年度において、社会福祉法人瑞穂福祉会が事業主体で新園舎の建築工事を実施されており、まもなく完成し、新年度から南向きの明るい園舎で保育が実施される見込みでございます。また、新園舎完成後は、町の所有であります現園舎を町の方で解体いたします。

次に、邑南町地域保健福祉計画の一部変更について申し上げます。今年度、邑南町地域保健福祉計画の中の総論、地域福祉計画、健康増進計画の一部変更の作業を進めてきました。パブリックコメントも終え、変更案を、今議会に提案をしておりますのでよろしくお願いいたします。新年度におきましては、策定後5年を経過します、子ども・子育て支援事業計画の改定を行う予定で、保護者の皆様へ協力していただき実施しましたニーズ調査

結果を、現在とりまとめている状況でございます。

次に、邑南町自死対策計画の策定について申し上げます。邑南町では、平成28年の自殺対策基本法の改正により、市町村における自死対策計画の策定が義務化されたことに伴い、平成30年度から邑南町自死対策計画推進委員会を設置し、取り組みの方向性について議論を重ね、この度、邑南町自死対策計画を策定しました。本町では、今後、この計画に基づき全ての人がかけがいのない個人として尊重され、誰もが自死に追い込まれない町を目指し、自死対策を生きることの包括的な支援として、総合的に推進してまいります。

次に、おおなん魅力アップ女性会議について申し上げます。女性会議は、本町の男女共同参画社会の推進をめざし、平成27年度から女性委員10名を公募し、開催しております。女性の住みたい町づくりについて、きたんのないご意見をいただき、今年度は12月12日に提言書を受け取ったところです。町内施設の整備や、町内施設の整備や設備の見直し、観光案内看板の設置、葬祭センターの設置などの要望や、町の座談会のあり方、県立矢上高校などの、地域からも地元の高校という意識を持ってもらえるような取り組み、より安心安全なまちづくりとなるよう地域、校区に関係ない情報提供などについての案や、フィンランド訪問の目的及び成果の周知方法や子育て村構想の終了後の支援についてのご意見などを伺いました。

次に、農林業の振興について申し上げます。昨年は国による生産調整が終了し、生産者による生産計画に基づいた米生産に移行する初年度であり、合わせて米の経営安定対策交付金の廃止が行われましたので、農家の皆さんがどのように判断されるのか手探りの状況でした。幸いにも大きな混乱はなく、安定した米生産が行われましたので、米の買取価格も安定して推移しました。平成31年産米の生産について農家の皆さんの意向を調査したところ、目安として農家の皆さんにお示しした面積と同程度の作付計画が集まりましたので、概ね例年並みの作付量が維持できるものと見込んでおります。また、ハープ米についてはこれまで生産拡大の取り組みを続けて来ましたが、生産部会の中できぬむすめの生産に取り組んでいるグループが美味しまね認証を団体で取得することができました。特別栽培米を、特別栽培米を生産するグループが美味しまね認証を取得したという事例はこれまでになく、ハープ米の評価を高める方向に働くのではないかと期待しているところです。

次に林業の振興について申し上げます。昨年、森林環境税の創設が決まり、全国の自治体に対しては平成31年度から森林環境譲与税として配分される予定です。この新税は、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るために創設されるもので、森林資源の適切な管理を推進するために使うことができるとされておりますので、本町ではこの交付金を使って、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などの森林整備及びその促進に関する事業を行い、林業の成長産業化に役立てたいと考えております。

次に、災害復旧事業について申し上げます。平成30年度は、7月豪雨災害と9月の台風24号災害、台風24号災害が発生しました。7月豪雨災害は、農地・農業用施設災害につきましては、国庫補助災害は36箇所中35箇所、復旧工事費1億926万2,000円を発注予定とし、残りの1箇所は平成31年度事業としております。小災害・単独災害は、現在測量設計を、業務を発注しておりまして、概ね38箇所、業務委託費は784

万4,000円を見込んでおります。なお復旧工事は平成31年度事業としております。林道災害につきましては、国庫補助災害は6路線9箇所、復旧工事費2,740万5,000円。小災害・単独災害は4路線6箇所、復旧工事費319万1,000円。全て発注を終えております。公共土木施設災害につきましては、補助災害1箇所、復旧工事費500万円。単独災害23箇所、復旧工事費3,556万円につきましては、全て発注を終えております。9月の台風24号災害は、林道災害で単独災害が2路線2箇所、復旧工事費305万9,000円となっており、全て発注を終えております。

次に、教育委員会関係ですが、まず学校教育課の関係について申し上げます。1月27日に、邑南町の良さや暮らしの課題について小中高生が町に提言をする、おおなんドリーム学びのつどいを開催しました。町内の小中学校と矢上高校、石見養護学校高等部の計10グループの発表者と来場者約300人が元気館に集い、地域資源を生かした取り組みなどふるさとの活性化につながるアイディアを発表し合いました。また、当日会場では、矢上小学校の米粉販売、調べ学習作品の展示や12月にフィンランド国を訪問した交流派遣団の様子を休憩時に写真で報告をしました。

次に部活動による全国大会参加状況ですが、まず、2月4日から新潟県で開催された第56回全国中学校スキー大会の女子スラロームとジャイアントスラロームの部に石見中学校3年生の山先(やまさき)李那(りな)さんが出場されました。また、同じ大会の男子スラロームとジャイアントスラロームの部に瑞穂中学校2年生の佐々木(ささき)康汰(こうた)さんが出場されました。次に、3月26日から28日まで三重県伊勢市で開催される第30回都道府県対抗全日本ソフトテニス大会に、羽須美中学校の岡崎(おかざき)嗣乃(しの)さん、平佐(ひらさ)優吏(ゆうり)さん、三上(みかみ)颯汰(そうた)さんが出場されます。また、29日から30日まで三重県四日市市で開催される第4回全国ミズノカップジュニア選抜ソフトテニス選手権大会の団体戦に、羽須美中学校の平佐(ひらさ)優吏(ゆうり)さん、三上(みかみ)颯汰(そうた)さん、中村(なかむら)陸門(りくと)さん、井上(いのうえ)寛大(かんた)さん、杉本(すぎもと)迅(じん)さん、大西(おおにし)賢治(けんじ)さん、田中(たなか)巧人(たくと)さんが。そして個人戦に岡崎(おかざき)嗣乃(しの)さん、平佐(ひらさ)優吏(ゆうり)さん、三上(みかみ)颯汰(そうた)さん、井上(いのうえ)寛大(かんた)さん、中村(なかむら)陸門(りくと)さん、杉本(すぎもと)迅(じん)さん、大西(おおにし)賢治(けんじ)さんが出場されます。皆さんのそれぞれの功績をたたえ、これからの活躍を期待しております。

次に、生涯学習課関係について申し上げます。3月29日から31日まで、千葉県白子町(しらこまち)で開催される第18回全国小学生ソフトテニス大会に、口羽小学校の平佐(ひらさ)凄風(せいこう)さん、井上(いのうえ)仁那(にな)さん、三上(みかみ)瑛大(えいた)さん、栗原(くりはら)悠成(ゆうせい)さん、荒砂(あらすな)梓乃(しの)さん、岡崎(おかざき)尊(たける)さん、阿須那小学校の末田(すえだ)寧々(ねね)さん、上口(うえぐち)紗和(さわ)さん、井上(いのうえ)心々奈(ここな)さん、井上(いのうえ)結衣奈(ゆいな)さんが出場されます。また、3月27日から30日まで、東京辰巳国際水泳場で開催される第41回全国JOCジュニアオリンピックカップ春季水泳競技大会に、羽須美中学校の日高(ひだか)拓也(たくや)さんが出場されます。皆様のご健闘を心からお祈りいたしております。最

後まで全力を出し切り、自分たちの手で勝ち取った晴れ舞台を楽しんでください。

続きまして、今年度実施をいたしましたフィンランド共和国交流派遣事業でございます。昨年12月19日から27日までの9日間、総勢12人の交流団を派遣しました。今年度は、フィンランドの高校との交流の際に使用いたします邑南町の紹介ビデオの作成につきまして、参加者自らが大好きな邑南町のどこを紹介したいのか、事前学習会で確認を行い、自らがそのビデオに出演するなど工夫をこらした映像を作成しました。さらに、このことを確実に伝えるため、英語でのプレゼンを行いました。その、当日は、そのビデオで紹介いたしました本町の特産品の和菓子を持参し一緒に会食もいたしました。このように映像だけではなく、実際に邑南町の食を通した交流もでき、有意義な取り組みであったと考えます。続きまして、共生社会の実現に向けての取り組みでございます。現在、健康センター元気館において、誰もが使いやすい施設を目指し、点字ブロックの新たな設置、音声などによる玄関及びトイレ案内、館内案内の点字表示、また、トイレの個室ドアの改修を実施しております。

次に、国保直営診療所事業について申し上げます。はじめに、矢上診療所の建設工事についてでございますが、平成30年9月から工事に入り、工期内に完成する予定でございます。この建設工事を計画するにあたり、地権者の方のご協力を賜り、また用地をご提供いただき、また、工事期間中は周辺地域の方々にご理解を賜り、深く感謝申し上げます。今後の予定といたしましては、3月30日に竣工式を行い、4月1日からは新しい建物で矢上診療所を運営することになります。現在の矢上診療所は、平成30年9月に開設し、診療を行ってきました。この間、島根県及び関係機関のご支援をいただき、地域の方へ安心して安全な医療の提供に努めることができたと思っております。診療に携われた先生方に心から感謝申し上げます。なお、3月27日から休診とさせていただき、平成31年度の新施設での体制準備に取りかかる予定でございます。また、矢上診療所の位置が変更となるため、今定例会に邑南町国民健康保険直営診療所条例の一部改正を提案しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、邑南町発注の公共こう、公共事業についてでございますが、これは別紙一覧表で発注状況をご報告させていただきますのでそちらをご覧ください。以上、3月議会定例会にあたりましての行政報告とさせていただきます。

●山中議長(山中康樹) 以上で、町長の行政報告及び諸般の報告は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第6 報告事項

●山中議長(山中康樹) 日程第6、報告事項。報告第1号、専決処分の報告について。報告第2号、例月現金出納検査結果報告について。報告第3号、平成30年度定期監査報告について。以上、3件について、それぞれ報告がありました。お手元にその写しを配布しておりますので、ご了承ください。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第7 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

●山中議長(山中康樹) 日程第7、先議といたしまして、議案第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とし、議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。提出者か

ら、提案理由の説明を求めます。

○石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 石橋 町長。

○石橋町長(石橋良治) 議案第3号の提案理由をご説明申し上げます。人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでございますが、最近の人権擁護行政をとりまく諸情勢は、幼児、児童に対する虐待やいじめ、いじめ、体罰など子供に関する問題、高齢者や障がいのある人に関する問題、あるいは夫婦間、親子間の問題など多岐にわたり複雑化しております。こうした地域社会の中であって人権擁護委員は、これらの諸問題に理解をもって取り組み、気軽に相談に応じ、その解決に熱意を有する候補者を議会の意見を聞いて法務大臣に対し推薦するものでございます。議案第3号において推薦につき意見を求めようとする、奈須(なす)和子(かずこ)氏につきましては、長年、旧石見町役場、邑南町職員として奉職され、その間の民生児童委員事務局などの経験を生かして、現在は障がい者施設や保育所で活躍されており、地域の信頼も厚く、人格、見識ともに優れておられることから、土井(どい)美恵子(みえこ)氏が任期満了を迎えられるにあたり、新たにお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

●山中議長(山中康樹) 以上で、提出者からの説明は終了いたしました。これより、質疑に入ります。

～～～○～～～

●山中議長(山中康樹) 議案第3号に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようでございますので、議案第3号に対する質疑を終わります。

～～～○～～～

●山中議長(山中康樹) これより、討論、採決に入ります。はじめに討論に入ります。討論は、反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。議案第6号に、議案第3号に対する反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第3号の諮問に対して、意見なし、として答申することに賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第3号、人権擁護委員候補者の推薦につきましては、意見なし、として答申することに決定をいたしました。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

## 日程第8 議案の上程、説明

●山中議長(山中康樹) 日程第8、議案の上程、説明に入ります。日程第4、ああ、入ります。議案第4号、指定管理者の指定について。議案第5号、指定管理者の指定について。議案第6号、指定管理者の指定について。議案第7号、指定管理者の指定について。議案第8号、指定管理者の指定について。議案第9号、指定管理者の指定について。議案第1

0号、指定管理者の指定について。議案第11号、指定管理者の指定について。議案第12号、邑南町課設置条例の一部改正について。議案第13号、邑南町個人情報保護条例の一部改正について。議案第14号、邑南町職員定数条例の一部改正について。議案第15号、邑南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について。議案第16号、邑南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。議案第17号、邑南町情報通信施設条例の一部改正について。議案第18号、邑南町町営バス条例の一部改正について。議案第19号、邑南町税条例の一部改正について。議案第20号、邑南町国民健康保険直営診療所条例の一部改正について。議案第21号、いわみ温泉活用施設条例の一部改正について。議案第22号、邑南町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について。議案第23号、邑南町高齢者等介護予防生活支援事業費用徴収条例の一部改正について。議案第24号、邑南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。議案第25号、邑南町医療福祉従事者確保奨学基金条例の一部改正について。議案第26号、邑南町水道布設工事等に関する基準を定める条例の一部改正について。議案第27号、邑南町立体育館条例の一部改正について。議案第28号、消費税法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。議案第29号、邑南町債権者管理条例の、ああ、債権管理条例の制定について。議案第30号、邑南町債権管理条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。議案第31号、邑南町森林環境保全対策基金条例の制定について。議案第32号、邑南町第2次総合振興計画の一部変更について。議案第33号、邑南町過疎地域自立促進計画の一部変更について。議案第34号、邑南町地域保健福祉計画の一部変更について。議案第35号、平成30年度邑南町一般会計補正予算第10号について。議案第36号、平成30年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号について。議案第37号、平成30年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第6号について。議案第38号、平成30年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第3号について。議案第39号、平成30年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第4号について。議案第40号、平成30年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第3号について。議案第41号、平成30年度邑南町水道事業会計補正予算第1号について。議案第42号、平成31年度邑南町一般会計予算について。議案第43号、平成31年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算について。議案第44号、平成31年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算について。議案第45号、平成31年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算について。議案第46号、平成31年度邑南町下水道事業特別会計予算について。議案第47号、平成31年度邑南町電気通信事業特別会計予算について。議案第48号、平成31年度邑南町水道事業会計予算について。以上、45議案を一括上程いたします。

～～～○～～～

(議案第4号から議案第11号)

●山中議長(山中康樹) はじめに、議案第4号、議案第5号について、提出者から、提案理由の説明を求めます。

○石橋町長(石橋良治) はい、議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 石橋 町長。



○石橋町長(石橋良治) ええ、議案第4号から議案第5号までの提案理由をご説明申し上げます。これは指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。まず、議案第4号は、邑南町青少年旅行村の指定管理者を瑞穂リゾート株式会社に指定しようとするものでございます。次に議案第5号は、邑南町集団宿泊研修施設の指定管理者を一般社団法人コミュニティパートナーズに指定しようとするものでございます。詳細につきましては、商工観光課長から説明させますので、よろしくお願いします。

○日高商工観光課長(日高始) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 日高商工観光課長。

○日高商工観光課長(日高始) 議案第4号と議案第5号についてご説明申し上げます。まず、議案第4号、邑南町青少年旅行村の指定管理につきましては、先般庁議にはかり、指名による指定管理者として、瑞穂リゾート株式会社を指定し、本日提案させていただくものでございます。当該施設は、平成26年4月から瑞穂リゾート株式会社が指定管理を行っております。邑南町青少年旅行村は、青少年の健全育成及び町民の健康増進並びにスポーツ活動の振興を図ることを目的としており、夏場のプール営業などでは独自の事業展開により、プール施設の魅力を高めたことによって、来場者数も増加しており、引き続き指定期間を5年間として指定するものでございます。次に議案第5号、邑南町集団宿泊研修施設、久喜林間学舎の指定管理につきましては、先般庁議にはかり、指名による指定管理者として、一般社団法人コミュニティパートナーズを指定し本日提案させていただくものでございます。当該施設は、平成26年4月から、一般社団法人コミュニティパートナーズが指定管理を行っております。施設の老朽化が進む中で、今後の施設の在り方を検討していく必要もあるため、現状を把握している現在の指定管理者に指定期間を1年として継続して指定するものでございます。

●山中議長(山中康樹) 続きまして、議案第6号を議題といたします。お諮りをいたします。議案第6号につきましては、石橋議員に直接利害関係のある事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定により石橋議員を除斥したいと思います。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、石橋議員を除斥することに決定をいたしました。石橋議員の退場を求めます。

(石橋議員退場)

●山中議長(山中康樹) それでは、議案第6号について、提出者からの提案理由の説明を求めます。

○石橋町長(石橋良治) はい、議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 石橋町長。

○石橋町長(石橋良治) 議案第6号の提案理由をご説明申し上げます。これも指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。議案第6号は、邑南町ほたるのかんの、ほたるのやかたの指定管理者を邑南町商工会に指定しようとするものでございます。詳細につきましては、商工観光課長から説明させますのでよろしくお願いします。

○日高商工観光課長(日高始) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 日高商工観光課長。

○日高商工観光課長(日高始) 議案第6号についてご説明申し上げます。議案第6号、邑南町ほたるの館の指定管理につきましては、先般庁議にはかり、指名による指定管理者として、邑南町商工会を指定し、本日提案させていただくものでございます。当該施設は、平成17年4月から邑南町商工会が指定管理を行い今日に至っております。これまで長期間管理委託し、職員も配置されていることから、指定期間を3年間として継続して指定するものでございます。

●山中議長(山中康樹) 以上で、議案第6号の提案理由の説明は終了いたしました。ここで、退場されております石橋議員の入場を求めます。

(石橋議員入場)

●山中議長(山中康樹) 続きまして、議案第7号を議題といたします。お諮りをいたします。議案第7号につきましては、中村議員に直接利害関係のある事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定により中村議員を除斥したいと思います。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、中村議員を除斥することに決定をいたしました。中村議員の退場を求めます。

(中村議員退場)

●山中議長(山中康樹) それでは、議案第7号について、提出者からの提案理由の説明を求めます。

○石橋町長(石橋良治) はい、議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 石橋町長。

○石橋町長(石橋良治) ええ、議案第7号の提案理由をご説明申し上げます。これも指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。議案第7号は、はすみ交流センター及びはすみ温水プールの指定管理者を有限会社事業組合てごおする会に指定しようとするものでございます。詳細につきましては、商工観光課長から説明させますのでよろしく申し上げます。

ちょっと、あのお、ちょっと訂正をさしてもらいます。すみません。あのお、もう1回言います。議案第7号は、はすみ交流センター及びはすみ温水プールの指定管理者を有限責任事業組合てごおする会に指定しようとするものでございます。詳細につきましては、商工観光課長から説明させますのでよろしく申し上げます。

○日高商工観光課長(日高始) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 日高商工観光課長。

○日高商工観光課長(日高始) 議案第7号についてご説明申し上げます。議案第7号、はすみ交流センター及びはすみ温水プールの指定管理につきましては、先般庁議にはかり、指名による指定管理者として、有限責任事業組合てごおする会を指定し本日提案させていただくものでございます。当該施設は、平成26年4月から有限責任事業組合てごおする会が指定管理を行い今日に至っております。管理方法を熟知した職員及び監視員が配置されており、指定期間を5年間として継続して指定するものでございます。

●**山中議長(山中康樹)** 以上で、議案第7号の提案理由の説明は終了いたしました。ここで、退場されております中村議員の入場を求めます。

(中村議員入場)

●**山中議長(山中康樹)** 続きまして、議案8号の提案理由の説明を求めます。

○**石橋町長(石橋良治)** はい、議長、番外。

●**山中議長(山中康樹)** 石橋町長。

○**石橋町長(石橋良治)** 議案第8号の提案理由をご説明申し上げます。これも指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。議案第8号は、邑南町観光案内所、邑南町農産物処理加工施設及び邑南町農林水産物直売・食材供給施設の指定管理者を産直市みずほ企業組合に指定しようとするものでございます。詳細につきましては、商工観光課長から説明させますのでよろしくお願いします。

○**日高商工観光課長(日高始)** 議長、番外。

●**山中議長(山中康樹)** 日高商工観光課長。

○**日高商工観光課長(日高始)** 議案第8号についてご説明申し上げます。議案第8号邑南町観光案内所、邑南町農産物処理加工施設、邑南町農林水産物直売・食材供給施設の指定管理につきましては、先般庁議に図り、指名による指定管理者として、産直市みずほ企業組合を指定し、本日提案させていただくものでございます。当該施設は、これまでも産直市みずほ企業組合が指定管理を受けて運営をしており、良好な経営状態にあると判断し指定期間を5年間として継続して指定するものでございます。

●**山中議長(山中康樹)** 続きまして、議案第9号を議題といたします。お諮りをいたします。議案第9号につきましては、三上議員に直接利害関係のある事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定により三上議員を除斥したいと思います。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●**山中議長(山中康樹)** 異議なしと認めます。したがって、三上議員を除斥することに決定をいたしました。三上議員の退場を求めます。

(三上議員退場)

●**山中議長(山中康樹)** それでは、議案第9号について、提出者からの提案理由の説明を求めます。

○**石橋町長(石橋良治)** はい、議長、番外。

●**山中議長(山中康樹)** 石橋町長。

○**石橋町長(石橋良治)** 議案第9号の提案理由をご説明申し上げます。これも指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。議案第9号は、邑南町農作業準備休憩施設の指定管理者を上田平佐棚田保存会に指定しようとするものでございます。詳細につきましては、農林振興課長から説明させますのでよろしくお願いします。

○**植田農林振興課長(植田弘和)** 議長、番外。

●**山中議長(山中康樹)** 植田農林振興課長。

○**植田農林振興課長(植田弘和)** 議案第9号、指定管理者の指定についてご説明申し上げます。この度の指定管理につきましては、先般庁議に諮り、指名により指定管理者の候補と

して上田平佐棚田保存会を選定いたしました。この施設は、邑南町上田にあります。平成26年4月1日から同保存会に指定管理をしております、本年3月31日をもって期間が満了となります。この間、施設の管理運営状況は良好であったことから、引き続き平成31年4月1日から5年間で指定の期間として上田平佐棚田保存会に指定管理を指定するための議決を求めるものでございます。

- 山中議長(山中康樹)** 以上で、議案第9号の提案理由の説明は終了いたしました。ここで、退場されております三上議員の入場を求めます。

(三上議員入場)

- 山中議長(山中康樹)** 続きまして、議案10号、議案第11号の提案理由の説明を求めます。

- 石橋町長(石橋良治)** 議長、番外。

- 山中議長(山中康樹)** 石橋町長。

- 石橋町長(石橋良治)** 議案第10号から議案第11号までの提案理由をご説明申し上げます。ええ、まず議案第10号は、邑南町婦人若者等活動促進施設の指定管理者を農村加工はすみに指定しようとするものでございます。次に議案第11号は、邑南町猪肉加工場の指定管理者を協同組合はすみ特産センターに指定しようとするものでございます。詳細につきましては、農林振興課長から説明をさせますのでよろしくお願いします。

- 植田農林振興課長(植田弘和)** 議長、番外。

- 山中議長(山中康樹)** 植田農林振興課長。

- 植田農林振興課長(植田弘和)** 議案第10号及び第11号についてご説明申し上げます。上程いたします2議案ともに先般の庁議に諮り、指名により指定管理者の候補を選定することいたしました。議案第10号の邑南町婦人若者等活動促進施設は、邑南町阿須那にございまして、これまで農産加工はすみに指定管理して参りました。施設の管理運営状況も良好であることから、引き続き平成31年4月1日からの5年間で指定の期間として、指定管理者に指定するための議決を求めるものでございます。続きまして議案第11号でございます。この施設は、邑南町下口羽にございまして、これまで協同組合はすみ特産センターに指定管理して参りました。現在の指定期間中の管理状況は良好でございましたので、こちらの施設につきましても非公募とし、引き続き平成31年4月1日から5年間で指定の期間として、指定管理者に指定するための議決を求めるものでございます。

～～～○～～～

(議案第12号から議案第27号)

- 山中議長(山中康樹)** 続きまして、議案第12号から議案第27号までの提案理由の説明を求めます。

- 石橋町長(石橋良治)** はい、議長、番外。

- 山中議長(山中康樹)** 石橋町長。

- 石橋町長(石橋良治)** 議案第12号から議案第27号までの提案理由をご説明申し上げます。まず、議案第12号、邑南町課設置条例の一部改正についてでございますが、これは機構改革に伴う改正でございます。次に議案第13号、邑南町個人情報保護条例の一部改正についてでございますが、これは個人情報保護法等及び行政機関個人情報保護法等の

改正に伴う改正でございます。次に議案第14号、邑南町職員定数条例の一部改正についてでございますが、これは職員の配置に合わせて条例の一部を改正しようとするものでございます。次に議案第15号、邑南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございますが、これは超過勤務命令を行う事が出来る上限を定めるための改正でございます。次に議案第16号、邑南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてでございますが、これは邑南町常勤特別職の職員の期末手当を均等にするための改正でございます。次に議案第17号、邑南町情報通信施設条例の一部改正についてでございますが、これは生活見守りサービスの廃止及び消費税率の引き上げに伴う使用料の改正でございます。次に議案第18号、邑南町町営バス条例の一部改正についてでございますが、これは町営バス路線の廃止に伴う改正でございます。次に議案第19号、邑南町税条例の一部改正についてでございますが、これは固定資産全期、ああ、固定資産税前納報奨金制度の廃止に伴う改正でございます。次に議案第20号、邑南町国民健康保険直営診療所条例の一部改正についてでございますが、これは矢上診療所の位置の変更に伴う改正でございます。次に第、議案第21号、いわみ温泉活用施設条例の一部改正についてでございますが、これは消費税率の引上げ及び指定管理者により減免措置を可能とすることに伴う改正でございます。次に議案第22号、邑南町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてでございますが、これは災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴う改正でございます。次に議案第23号、邑南町高齢者等介護予防生活支援事業費、ああ、事業費用徴収条例の一部改正についてでございますが、これは利用料金の改定に伴う改正でございます。次に議案第24号、邑南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、これは放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴う改正でございます。次に議案第25号、邑南町医療福祉従事者確保奨学基金条例の一部改正についてでございますが、これは基金の増額をするための改正でございます。次に議案第26号、邑南町水道布設工事等に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、これは学校教育法の一部改正に伴う改正でございます。次に議案第27号、邑南町立体育館条例の一部改正についてでございますが、これは体育館の解体及び消費税率の引き上げに伴う使用料の改正でございます。以上詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させますのでよろしくお願いします。

○服部総務課長(服部導士) 番外。

●山中議長(山中康樹) 服部総務課長。

○服部総務課長(服部導士) 議案第12号、邑南町課設置条例の一部改正についてご説明いたします。この度の改正は、邑南町行財政改善計画及び実施計画に基づき組織、機構の見直しを行うこととしておりますので、第1回目の見直しとして1課減少させるものでございます。具体的には、企画財政課の財政部門は税務課と統合し財務課に、企画財政課の企画部門は定住促進課と統合し地域みらい課としております。施行日は平成31年4月1日としております。それでは新旧対照表をご覧ください。5分の1ページの第1条の設置でございますが、定住促進課を地域みらい課に、企画財政課を財、財務課に名称を変更し税務課を削除しております。第2条の事務分掌でございますが、ここでは全体の整理も併せ

行っております。総務課ですが5分の2ページをご覧ください、新たに第20号として庁舎管理及び庁中取締りに関することを追記、追加しております。これは5分の3ページの管財課の第1号にありましたものを移管しております。また管財課の第1号には町庁舎における秩序の維持に関することを記載しております。次の定住促進課は地域みらい課とし、企画財政課の企画部門であります第10号に総合計画に関する、第11号に企画会議及び各種事業の調整に関する、第12号に統計に関する、第13号に行政評価に関することを追加しております。次の企画財政課は財務課とし、第1号から第5号までが企画財政課の財政部門、第6号から5分の4ページの第10号までが税務課分としております。次の税務課はすべて削除し、5分の5ページの商工観光課に第8号ふるさと寄附に関することを追加しております。

次に議案第13号。議案第13号、邑南町個人情報保護条例の一部改正についてご説明いたします。この度の改正は、平成27年9月公布、平成29年5月30日施行の個人情報保護法等の改正と、平成28年5月公布、平成29年5月30日施行の行政機関個人情報保護法等の改正により、地方公共団体に必要な措置を求められていました個人情報の定義の明確化と要配慮個人情報の取扱い規定について見直しを行うものでございます。施行日は平成31年4月1日としております。それでは新旧対照表をご覧ください。まず、最初の9分の1ページ、定義の第2条ですが、第1号として実施機関を追加し、町長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、固定資産税評価審査委員会、監査委員及び議会としております。以下項ずれとなりますが、第2号の個人情報は下線部分を追加し内容を明確化し、第3号個人識別符号と第4号要配慮個人情報を、9分の2ページの第5号保有個人情報と第6号個人情報ファイルを追加しております。9分の3ページ、実施機関等の責務第3条は、第1項を個人情報の保護処理について、第2項を個人情報の正確性の確保について、第3項を個人情報の適切な管理措置について、個々に規定することで明確化しております。第4条の2は個人情報ファイルの保有を明確化するため町長への事前通知義務について、9分の6ページ第4条の3は個人情報ファイル簿の作成と公表について追加しております。次に9分の8ページ、開示義務の第13条は非開示情報について第1号は条番号を修正し、第3号は開示請求者以外の者の開示請求について下線部分を追加することで内容を明確化しております。

次に議案第14条、あ、第14号、議案第14号、邑南町職員定数条例の一部改正についてご説明いたします。この度の改正は、平成31年4月1日に予定する職員定数について、総数は変更せず各部局の数を変更するものでございます。施行日は平成31年4月1日としております。それでは新旧対照表をご覧ください。職員の定数第2条の第1号、町長の事務局、事務局、あ、すいません。第1号町長の事務局の職員を3人減の175人に、第3号教育委員会の事務局の職員を3人増の44人に変更しております。

次に議案第15号。議案第15号、邑南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部、一部改正についてご説明いたします。この度の改正は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が平成31年4月から施行され、罰則付きの時間外労働の上限規制等が導入されることにあたり、人事院規則も改正されることを受け、職員の超過勤務命令の上限を設定するものでございます。施行日は平成31年4月1日としております。

それでは新旧対照表をご覧ください。正規の勤務時間以外の時間における勤務第8条に第3項を追加し、超過勤務命令の上限について規則委任することとしております。なお、規則で定めます具体的な内容は、原則1か月45時間、1年360時間とし、業務の比重の重い部署は1か月100時間未満、1年720、720時間で2か月から6か月の平均が80、80時間の範囲内としております。ただし、大規模災害への対応と健康確保措置について特例を設けております。

次に議案第16号、あ、16号。議案第16号、邑南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてご説明いたします。この度の改正は、人事院勧告とそれに基づく島根県の改正を受けて、常勤の特別職の期末手当について6月期と12月期の支給月数を12月議会で議決いただきました邑南町職員の給与条例の改正と同様に平準化するための改正でございます。なお、全体の支給月数には変更ございません。施行日は平成31年4月1日としております。それでは新旧対照表をご覧ください。第7条第1項は、期末手当につきまして邑南町職員の給与条例からの読み替えを規定しておりますが、6月期を100分の150、12月期を100分の170としておりますものを、6月期、12月期ともに100分の160とするものでございます。

次に議案第17号。議案第17号、邑南町情報通信施設条例の一部改正についてご説明いたします。この度の改正は、生活見守りサービスの停止と消費税の改正を受けて利用料の改正を行うものでございます。第1条でございますが、生活見守りサービスの項を削るものでございます。このことにつきましては、民間サービスの利用が増えていることや、利用者も現在17件と極めて少ない現状を踏まえ、利用者の方々へのご意見を伺いながら検討してまいりましたが、この度、施設管理運営委員会のご了解をいただきましたので、このサービスを停止するものでございます。次に第2条でございますが、これは10月1日より消費税が8%から10%に改正されることを受け、次のとおり基本額は変更せず消費税について見直した額としております。次のページの附則をご覧ください、第1項の施行日は、第1条は、生活見守りサービスが停止は平成31年4月1日、第2条の消費税の改正による利用料の改正は平成31年10月1日とし、第2項の経過措置は、それぞれの施行日から適用することとし、施行日以前のものについてはなお従前の例によるとしております。

以上の条例改正文につきまして、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

●山中議長(山中康樹) 議案の説明の途中ではございますが、ここで休憩に入らせていただきます。再開は、午後1時15分とさせていただきます。

—— 午前12時00分 休憩 ——

—— 午後 1時15分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

(議案の説明)

●山中議長(山中康樹) それでは、全員出席でございますので、ただ今より再開をいたします。

○三上定住促進課長(三上直樹) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 三上定住促進課長。

○三上定住促進課長(三上直樹) 議案第18号、邑南町町営バス条例の一部改正についてご説明申し上げます。この度の条例改正は、羽須美地域で通院、買い物等の支援を目的に運行しているけんこう号を代替する交通手段が確保されたことに伴い、廃止するため一部改正するものでございます。代替する交通手段は、平成31年4月1日から始まる羽須美地域デマンド運行で、運送主体はNPO法人はすみ振興会、運送の区域は羽須美地域全域です。3ページめくっていただきまして、邑南町町営バス条例新旧対照表の3分の1ページページをご覧ください。右側現行の第4条第1号、路線運行の路線名及び運行区間の路線名5けんこう号並びに運行区域を削除いたします。条例の改正文にお戻りください。2枚目の附則です。この条例は、平成31年4月1日から施行する。以上、よろしくお願いいたします。

○種税務課長(種文昭) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 種税務課長。

○種税務課長(種文昭) 議案第19号、邑南町税条例の一部改正についてご説明申し上げます。この度の改正は、固定資産税の納期前納付に係る報奨金の交付制度を廃止するため、税条例の一部改正を行うものでございます。この、前納報奨金制度廃止の主な理由でございしますが、納税意識の向上、口座振替の普及など、所期の目的が達成されていること。他の税目との公平性を確保する必要があること。また、県内でも邑南町以外の全ての市町村が廃止していること。さらに行財政改善計画に基づき廃止・縮減が求められていることなどの理由から廃止しようとするものでございます。それでは、改正の内容についてご説明いたします。新旧対照表をお開き下さい。第70条は固定資産税の納期前の納付についての規定でございます。現行の第2項につきましては、納期前納付に係る報奨金の交付及び算定方法について、第3項につきましては、月数の算定方法について定めているものでございます。この第2項、第3項を今回削除するものでございます。条例の改正文にお戻り下さい。改正文の附則で、公布の日から施行するとしております。以上、改正の内容を説明させていただき、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○種町民課長(種由美) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 種町民課長。

○種町民課長(種由美) 議案第20号、邑南町国民健康保険直営診療所条例の一部改正についてご説明申し上げます。この度の改正は、現在の邑南町国民健康保険直営矢上診療所を移転するため、位置を改正するものでございます。それでは、改正内容を新旧対照表に基づいてご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。第2条でございしますが、下線部分が改正となる箇所でございます。名称は引き続き矢上診療所、位置は矢上3823番地2を矢上3853番地1とするものでございます。条例の改正文にお戻りください。附則でございしますが、施行日は平成31年4月1日としております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○日高商工観光課長(日高始) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 日高商工観光課長。

○日高商工観光課長(日高始) 議案第21号、いわみ温泉活用施設条例の一部改正についてご説明申し上げます。このことにつきましては、指定管理者の裁量により、利用者の増加等を目的に入浴料の減免が想定されるため改正を行うものでございます。2枚めくっていただいて新旧対照表で説明をさせていただきます。改正後として、第13条中、第4項を第5項とし、第3項の次に第4項として、指定管理者は町長の承認を受けた上で、一定の期間を設けて利用料金を減免することができる。減免に伴う経費の取り扱いについては指定管理者の負担とする、を新たに加えるものでございます。また、次のページの別表につきましては、消費税のみの改正でございます。条例の改正文にお戻りください。附則でございますが、この条例は平成31年4月1日、1日から施行する。ただし、第2条の規定は平成31年10月1日から施行するとしております。

○沖福祉課長(沖幹雄) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 沖福祉課長。

○沖福祉課長(沖幹雄) 議案第22号、邑南町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。今回の改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律によりまして、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正等が行われ本年4月1日に施行されますが、市町村の判断で条例により災害援護資金を低い利率で貸し付けることが可能となったこと。また、保証人を附すかどうかについても市町村の判断で条例で定めることになったこと。そして、償還方法に月賦償還を加えることが規定されたことによる改正でございます。具体的には、新旧対照表をご覧くださいと思います。第14条におきまして、これまでは据え置き期間経過後の貸付利率を年3%としておりましたが、これを無利子にしたいと考えます。また、これまで保証人は政令で必須とされていたところ、今回の改正でその部分が削除されます。引き続き保証人は必要と考え、条例でその旨を規定するようにしております。第15条の改正は、償還方法に月賦償還の方法を加えようとするものでございます。条例改正文の方に戻っていただきまして、附則で施行日は平成31年4月1日からとし、経過措置を設けております。

次に議案第23号、邑南町高齢者等介護予防生活支援事業費用徴収条例の一部改正についてご説明いたします。今回の改正は、町単独で行っております介護予防生活支援事業のうち、生活管理指導短期宿泊事業と高齢者等外出支援事業の費用徴収額を改正しようとするものでございます。具体的には、新旧対照表をご覧くださいと思います。まず、邑南町生活管理指導短期宿泊事業でございますが、この事業は介護認定を受けていない支援の必要な高齢者等に対し、一時的に宿泊するサービスを提供するものでございます。事業開始当初から設定されていた徴収額を見直し、介護保険サービスとの均衡を考慮し、介護保険サービス利用時の施設における1日当たりの食費、居住費等の平均的な費用を勘案して算出した額にしようとするものでございます。具体的には利用1日当たり1,730円を、利用1日当たり2,530円に改正しようとするものでございます。次に、邑南町高齢者等外出支援事業でございますが、この事業は、一般の交通機関を利用することが困難な寝たきりの高齢者及び重度身体障害者等に対し、リフト付き車両及びストレッチャー装着の福祉車両を利用した外出支援を行うものでございます。これについても事業開始当初

から利用料金を抑えてきましたが福祉輸送を行う上で一定の経費は掛かるため、この度改定しようとするものでございます。具体的には、利用1回（4時間）あたり500円を1時間ごと650円に改めようとするものでございます。なお、この改定案につきましては1月18日に開かれました邑南町生活交通検討委員会及び2月4日に開かれました邑南町地域公共交通会議で了承していただいております。条例改正文の方に戻っていただきまして、附則で施行日を平成31年7月1日からとし、経過措置を設けております。

次に議案第24号、邑南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明いたします。今回の改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める厚生労働省令の一部改正に基づく改正でございます。具体的には、新旧対照表をご覧くださいと思います。第10条第3項は放課後児童支援員の要件を定める規定でございますが、第5号の最後にカッコ書きで、当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含むと加えるものでございます。条例改正文の方に戻っていただきまして、附則で施行日は平成31年4月1日からとするものでございます。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○口羽保健課長(口羽正彦) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 口羽保健課長。

○口羽保健課長(口羽正彦) 議案第25号、邑南町医療福祉従事者確保奨学基金条例の一部改正についてご説明いたします。本町では、平成23年度から邑南町の医療福祉従事者を確保し、地域医療福祉の充実に資する人材を育成することを目的に奨学基金を設け学資の貸与を行っております。この度の条例の一部改正につきましては、平成31年度以降に奨学金貸与を実施するためには基金が不足するため、基金の増額をしようとするものです。それでは、新旧対照表をご覧ください。第2条第1項中、基金の額1億7,000万円を1億9,500万円に改めるものです。条例の改正文にお戻りください。附則でございますが、この条例は平成31年4月1日から施行すると規定いたしております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○川中水道課長(川中栄二) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 川中水道課長。

○川中水道課長(川中栄二) 議案第26号、邑南町水道布設工事等に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明申し上げます。この度の改正は、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格の要件を一部改正するものでございます。1点目は、学校教育法の改正に伴い、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として専門職大学の制度が設けられ、その前期課程修了者は短期大学卒業者に相当することとなるため、大学等の卒業者に専門職大学の前期課程修了者が含まれる旨を追加するものでございます。2点目は、技術士法施行規則の改正により、上下水道部門の試験の選択科目が統合されることによるものでございます。新旧対照表でご説明いたしますのでご覧ください。3条第3号、ああ、失礼しました。第3条第3号中の短期大学の次に、（同法による専門職大学の前期課程を含む。）を、当該卒業をした後の次に（同法による専門職大学の前期課程にあっては、終

了した後)を加えるものでございます。同条第8号は、技術士の選択科目が統合されたことにより、又は水道環境を削るものでございます。第4条で水道技術者、水道技術管理者の資格を定めておりますが、2号、4号、5号におきまして、3条と同様、大学等の卒業者に専門職大学の前期課程修了者が含まれる旨を追加するものでございます。なお、条例の施行日を、平成31年4月1日。また、条例第3条第8号の適用について、技術士の上下水道部門の選択科目の統合による経過措置を附則に規定して、いたしております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○大橋生涯学習課長(大橋覚) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 大橋生涯学習課長。

○大橋生涯学習課長(大橋覚) 議案第27号、邑南町立体育館条例の一部改正についてご説明を申し上げます。3ページをめくっていただき、新旧対照表にてご説明いたします。第2条の表中から邑南町立田所体育館を削り、改めるものです。同体育館は老朽化が進み、体育館内の吊り物等落下の危険性もあり、また利用状況等鑑み総合的に判断いたし今年度解体となり、その最終段階を現在迎えているところでございます。条例の改正文にお戻りください。改正文の附則で施行日を公布の日としております。続きまして消費税等の改正に伴うものでございます。3ページをめくっていただき、新旧対照表にてご説明をいたします。別表第8条関係の表中内、使用料の改正でございます。平成31年10月1日に消費税率10%課税が施行させるため、使用料を改めるものでございます。条例の改正文にお戻りをください。使用料につきまして、改正文の附則で施行日を平成31年10月1日とし、経過措置を設けております。以上、改正の内容をご説明さしていただき、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いをいたします。

~~~~○~~~~

(議案第28号から議案第31号)

●山中議長(山中康樹) 続きまして、議案第28号から議案第31号までの提案理由の説明を求めます。

○石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 石橋町長。

○石橋町長(石橋良治) 議案第28号から議案第31号までの提案理由をご説明申し上げます。まず議案第28号、消費税法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございますが、これは、消費税率の引上げに伴う関係条例の制定についてでございます。次に議案第29号、邑南町債権管理条例の制定についてでございますが、これは、町の債権に関する事務の適正化及び効率化を図り、円滑な行財政運営を行う目的のための条例制定についてでございます。次に、議案第30号、邑南町債権管理条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございますが、これは、邑南町債権管理条例を制定することに伴う関係条例の整備に関する制定についてでございます。次に、議案第31号、邑南町森林環境保全対策基金条例の制定についてでございますが、これは、税制改正により新たに森林環境税、仮称及び森林環境譲与税、仮称が創設されたことに伴う基

金条例の制定についてでございます。以上詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせますのでよろしくお願いします。

○服部総務課長(服部導士) 番外。

●山中議長(山中康樹) 服部総務課長。

○服部総務課長(服部導士) 議案第28号、消費税法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明をいたします。この条例は、平成31年10月1日より消費税率が8%から10%に引き上げになることに伴い、関係する使用料手数料等に関する条例を一括改正するためのものでございます。条文を見ていただきますと、ええ、条文でございますように、改正する条例は34条ございまして、第1条、邑南町行政財産の使用料に関する条例の一部改正から、11枚めくっていただきますと最終の条例がでございます。11枚ページをめくっていただきますと、第34条、瑞穂ハンザケ自然館条例の一部改正まで邑南町例規集の掲載順としております。いずれも基本額の変更は行わず、加算する消費税につきまして10%に変更したものとなっております。その下、なお、施行日は平成31年10月1日としております。次のページに行きますけれども、また、経過措置として施行日以降にかかるものに適用し、施行日前の納付については従前の例によるとしております。以上、消費税法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○朝田管財課長(朝田誠司) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 朝田管財課長。

○朝田管財課長(朝田誠司) 議案第29号、邑南町債権管理条例の制定についてご説明いたします。1ページめくっていただき、条文をご覧ください。この条例の目的を第1条に規定しております。この条例は、町の債権の管理に関する事務処理について必要な事項を定めることにより、当該事務の一層の適正化及び効率化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的とするものでございます。第2条は定義について、第3条は他の法令との関係について、第4条は町長等の責務について、第5条は台帳の整備について、第6条は債務者に関する情報の共有について規定しております。1ページおめくりください。第7条は督促について、第8条は延滞金及び遅延損害金について、第9条は滞納処分等について、第10条は強制執行等について規定しております。1ページおめくりください。第11条は履行期限の繰上げについて、第12条は債権の申出等について、第13条は徴収停止について、第14条は履行延期の特約等について規定しております。1ページおめくりください。第15条は免除について、第16条は債権の放棄について規定しております。1ページおめくりください。第17条は報告について、第18条では委任について規定しております。附則でございます。第1項、施行期日は平成31年4月1日としております。第2項、邑南町督促手数料及び延滞金条例は廃止する。第3項、適用範囲として、この条例はこの条例の施行の際、現に発生し又はこの条例の施行の日以降に発生する町の債権について適用するとしております。以上、邑南町債権管理条例の制定について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第30号、邑南町債権管理条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明いたします。この条例は、邑南町債権管理条例の制定に伴い、関係する条例を一括改正するためのもので、ものでございます。条文にありますように、改正する条例は21条例ございまして、第1条、邑南町急傾斜地崩壊防止対策事業分担金徴収条例の一部改正から、7枚めくっていただきました第21条、邑南町土地基盤整備事業分担金徴収条例の一部改正まで邑南町例規集の掲載順としております。いずれも見出し及び条文の改正を行うもので、督促規定及び債権の管理については、邑南町債権管理条例の例によることの規定を設けております。なお、施行日は平成31年4月1日としております。以上、邑南町債権管理条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

○植田農林振興課長(植田弘和) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 植田農林振興課長。

○植田農林振興課長(植田弘和) 議案第31号、邑南町森林環境保全対策基金条例の制定についてご説明申し上げます。1ページめくっていただきまして、第1条でございます。この基金の設置について規定しております。平成31年度において、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されることが予定されております。これを受けて、本町が行う間伐や林業における人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する事業の財源に充てるために設置しようとするものでございます。第2条は積立てに関する規定でございます。基金として積み立てる額は、毎年度予算に定めた額としております。以下、第3条では基金の管理について、第4条では運用益金の処理について、第5条では基金の処分について、第6条では委任について規定しております。附則でございますが、施行期日は平成31年4月1日からとしております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

～～～○～～～

(議案第32号から議案第34号)

●山中議長(山中康樹) 続きまして、議案第32号から議案第34号までの提案理由の説明を求めます。

○石橋町長(石橋良治) はい、議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 石橋町長。

○石橋町長(石橋良治) 議案第32号から議案第34号までの提案理由をご説明申し上げます。まず議案第32号、邑南町第2次総合振興計画の一部変更についてでございますが、これはJR三江線廃止に伴う総合振興計画の見直しについて議会の議決を求めるものでございます。次に議案第33号、邑南町過疎地域自立促進計画の一部変更についてでございますが、これもJR三江線廃止による既存計画の変更について議会の議決を求めるものでございます。次に議案第34号、邑南町地域保健福祉計画の一部変更についてでございますが、これは総論、地域福祉計画、健康増進計画等の一部変更について議会の議決を求めるものでございます。以上詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○柳川企画財政課長(柳川修司) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 柳川企画財政課長。

○柳川企画財政課長(柳川修司) 議案第32号及び議案第33号についてご説明申し上げます。はじめに議案第32号、邑南町第2次総合振興計画の一部変更についてご説明申し上げます。現在の邑南町第2次総合振興計画は、平成28年度から平成37年度までの10年間の計画でございますが、この度の変更は平成30年4月1日にJR三江線が廃止となったことにより地域の状況が策定時と異なってきたため、三江線廃止による影響が大きい観光の振興及び公共交通体系の整備の分野について見直しを行うものでございます。なお、この変更にあたりましては、邑南町振興計画審議会からの答申に基づき提案するものでございます。新旧対照表の4分の1ページをご覧ください。変更後計画の67ページの現状と課題の7行及び新旧対照表の4分の2ページをご覧ください。変更後計画の67ページの現状と課題の14行については、JR三江線が廃止になったことにより観光入込客数の減少を最小限に食い止め、新たに地域外在住の関係人口を呼び込んだ観光振興につなげる取り組みが出来るよう追加しました。変更後計画68ページの今後のへいこう、方向性の9行については、江の川流域の観光振興を目的とした組織が立ち上がったことにより追加しました。変更後計画75ページの現状と課題の1行、4行及び新旧対照表の4分の3ページをご覧ください。変更後計画75ページの現状と課題の11行、22行につきましては、JR三江線が廃止になったことに関係がある現状と課題部分の削除とその削除した部分を新たに表現するために追加いたしました。新旧対照表の4分の4ページをご覧ください。変更後計画76ページの今後の方向性の4行につきましては、JR三江線が廃止となったことにより、鉄道存続を目的とした同盟会や広域協議会の削除とそれにかわる新たな代替バスに関係するものを今後の方向性に追加しました。以上、地方自治法第96条第2項及び邑南町議会基本条例第8条第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第33号、邑南町過疎地域自立促進計画の一部変更についてご説明申し上げます。邑南町過疎地域自立促進計画は、平成28年度から平成32年度までの5年間の計画でございますが、邑南町第2次総合振興計画の変更に伴い、魅力ある観光の振興及び利用したくなる持続可能な公共交通体系の整備についての見直しを行い、事業計画の一部を変更したく提案するものでございます。この計画変更にあたりましては、過疎地域自立促進特別措置法の規定により、あらかじめ県と協議することとなっており、協議の結果1月29日付けで異議なしとの回答を得ております。それでは、新旧対照表の3分の1ページをご覧ください。変更後計画の29ページの6行については、江の川流域の観光振興を目的とした組織が立ち上がったことにより追加しました。変更後計画の31頁(5)観光又はレクリエーションの6行は、JR三江線が廃止になったことによる事業削除と譲渡資産の活用のため事業追加しました。変更後計画の34ページの26行と新旧対照表の3分の2ページをご覧ください。変更後計画の34ページの30行及び35ページの7行と新旧対照表3分の3ページをご覧ください。変更後計画の35ページの21行につきましても、JR三江線が廃止になったことに関係がある現状と課題部分の削除とその削除した部分を新たに表現するため追加しました。変更後計画の38ページの16行につきましては、JR三江線が廃止になったことにより、鉄道存続を目的とした同盟会や広域協議会

の削除とそれにかわる新たな代替バスに関係するものを今後の方向性に追加しました。以上、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項により準用する同条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。よろしくお願いいたします。

○**沖福祉課長(沖幹雄)** 議長、番外。

●**山中議長(山中康樹)** 沖福祉課長。

○**沖福祉課長(沖幹雄)** 議案第34号、邑南町地域保健福祉計画の一部変更についてご説明いたします。邑南町地域保健福祉計画は、保健福祉に関係したそれぞれの計画を統合した計画でございます。今回の一部変更は総論、地域福祉計画、第2次健康増進計画及び計画の推進方策の一部を変更しようとするものでございます。議案別紙の邑南町みんな幸福プランをご覧ください。まず総論でございますが、3ページにつきましては引用しております社会福祉法第107条の改正に伴う変更でございます。6ページから28ページにかけては、主に掲載している統計を新しい数値にしようとするものでございます。地域福祉計画でございますが、44ページから48ページにかけては、主に邑南町権利擁護センターや成年後見制度に係る部分の改正、56ページにつきましては、要援護者台帳の記述を加えるものでございます。第2次健康増進計画につきましては、187ページと194ページにおいて自殺という表現を自死という表現に改めること、211ページから221ページにかけては目標年度等の記述を改めようとするもの、また、221ページにおいて計画期間を平成35年度までに改めようとするものでございます。なお、この計画変更につきましては、昨年11月28日の総務教民常任委員会及び12月4日の議会全員協議会でお示ししました変更案によりまして、パブリックコメントを平成30年12月17日から平成31年1月21日にかけて実施しました。特に意見はなく、今回それに社会福祉法第107、107条の改正部分を加えまして本変更案としております。以上、邑南町地域保健福祉計画の一部変更について、地方自治法第96条第2項及び邑南町議会基本条例第8条の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

～～～○～～～

(議案第35号から議案第41号)

●**山中議長(山中康樹)** 続きまして、議案第35号から議案第41号までの提案理由の説明を求めます。

○**石橋町長(石橋良治)** はい、議長、番外。

●**山中議長(山中康樹)** 石橋町長。

○**石橋町長(石橋良治)** 議案第35号から議案第41号までの提案理由をご説明申し上げます。まず議案第35号、平成30年度邑南町一般会計補正予算第10号は、歳入歳出それぞれ1億9,872万2,000円を減額するものでございます。次に議案第36号、平成30年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号は、歳入歳出それぞれ65万4,000円を追加するものでございます。次に議案第37号、平成30年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第6号は、歳入の組替えでございます。次に議案第38号、平成30年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ1,137万7,000円を追加するものでございます。次に議案第39号、

平成30年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第4号は、歳入歳出それぞれ877万7,000円を減額するものでございます。次に議案第40号、平成30年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ96万7,000円を追加するものでございます。議案第41号、平成30年度邑南町水道事業会計補正予算第1号は、営業収益の減額、営業外収益の減額、営業費用の減額を行うものでございます。以上、詳細につきましては、それぞれ、担当課長から説明をさせますのでよろしくお願いいたします。

○柳川企画財政課長(柳川修司) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 柳川企画財政課長。

○柳川企画財政課長(柳川修司) 議案第35号、平成30年度邑南町一般会計補正予算第10号についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億9,872万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を119億8,373万6,000円とするものでございます。詳細につきましては、後ほど事項別明細書の方でご説明申し上げます。以下、第2条で繰越明許費の設定、第3条で債務負担行為の補正、第4条で地方債の補正がございます。5ページをお開きください。第2表繰越明許費でございます。当初予定しておりました期間での実施が困難となった事業等につきまして、翌年度への予算の繰り越しを、の設定を行うものでございます。金額はそれぞれ限度額でございます。まず、3款民生費のうち1項社会福祉費の機能移転改修事業費は設計及び入札に日数を要したため、くるみ邑美園児童部棟開設補助事業費は国庫補助事業の採択が遅れたため、2事業合わせて3,295万2,000円を設定しております。同じく、3款民生費のうち2項児童福祉費の東光保育園改築事業費は、平成29年度の敷地造成事業が大雪のため30年度に繰り越しとなり、建築工事の開始が遅延したため、3,648万3,000円を設定しております。続きまして、6款農林水産業費のうち1項農業費の地籍調査費は、土地所有者の確定のため、不測の日数を要したため、3,160万円を設定しております。同じく、6款農林水産業費のうち2項林業費の林地崩壊防止事業費(普明司)は、仮設道路用地の借上げ交渉に不測の日数を要したため、339万円を設定しております。同じく、6款農林水産業費のうち3項水産業費の江川漁業協同組合アユ種苗センター整備事業費は、工事着手の遅れから年度内の完成が困難となったため、727万7,000円を設定しております。続きまして、8款土木費のうち2項道路橋りょう費の道路新設改良費(和田線)及び道路新設改良費(桜井鳴滝線)は、いずれも改良工事に伴う道路占用物件移転に不測の日数を要したため、道路新設改良費(安田1号線)は、用地調査において筆界未定番、地番にかかると判明し境界確定に不測の日数を要したため、3事業合わせて2,180万円を設定しております。同じく、8款土木費のうち4項住宅費の公営住宅解体事業費(順庵原じゅう、順庵原団地)は、当該住宅の居住者が事情により引っ越し作業が出来ず、退去されるまで不測の日数を要したため、364万8,000円を設定しております。続きまして、10款教育費のうち2項小学校費の邑南町立小中学校空調設備整備事業(小学校)及び3項中学校費の邑南町立小中学校空調設備整備事業(中学校)は、小学校空調設備工事及び中学校空調設備工事において、当初は平成30年度及び平成31年度での2か年度での事業実施と計画しておりましたが、国の交付金事業での対応とするため小学校費で1



億3,636万円を中学校費で4,256万7,000円を設定しております。続きまして、11款災害復旧費の1項農林水産施設災害復旧費でございますが、平成30年7月豪雨災害（農地、現年・補助災害）は、工事施工に伴う通行規制など地元調整に不測の日数を要したため、平成29年台風18号災害（過年・小災害）は、現場土質が軟弱であり工法の設計変更が不要となり、不測の日数、必要となり不測の日数を要したため、平成30年7月豪雨災害（農業用施設、現年・補助災害）は、工事施工に伴う通行規制など地元調整に不測の日数を要したため、平成29年7月梅雨前線豪雨災害（過年・小災害）は、工事施工に伴う通行規制など関係機関との協議・許認可等に不測の日数を要したため、平成29年台風18号災害（過年・小災害）は、工事施工に伴う通行規制など地元調整に不測の日数を要したため、平成30年7月豪雨災害（林道、現年・補助災害）、平成30年7月豪雨災害（林道、現年・小災害）、平成30年7月豪雨災害（林道、現年・単独災害）及び平成30年台風24号災害（林道、現年・単独災害）は、地籍調査未了地区で用地境界の立会に不測の日数を要したため、9事業合わせて1億5,936万4,000円を設定しております。以上、繰越明許費の設定は21事業で、4億7,544万1,000円の限度額設定としております。

6ページをお開きください。第3表債務負担行為補正でございます。廃止分としまして、事項は、邑南町立小中学校空調設備整備事業でございます。期間は平成31年度、限度額は1億679万1,000円でございます。

7ページをご覧ください。第4表地方債補正でございます。追加分としまして、現年発生公共土木施設補助災害一般単独災害復旧事業債が、起債の適用区分の変更により50万円の追加とするものでございます。続きまして、変更分として、過疎地域自立促進特別債、特別事業債、いわゆる過疎ソフトでございますが、7,180万円減額の2億6,520万円に、議場設備整備事業債は100万円減額の1,370万円に、ごみ処理施設整備事業債は3,190万円減額の5,180万円に、基盤整備促進事業債は180万円追加の7,130万円に、公営住宅建設事業債は280万円減額の4千830万円に、スクールバス整備事業債は130万円減額の680万円に、給食センター整備事業債は70万円減額の400万円に、学校施設整備事業債は1億3,660万円追加の2億3,380万円に、社会教育施設改修事業債は190万円追加の2,360万円に、現年発生農地補助災害復旧事業債は1,900万円減額の720万円に、現年発生農地小災害復旧事業債は300万円減額の160万円に、現年発生農地補助災害一般単独災害復旧事業債は620万円減額のゼロに、現年発生農業用施設補助災害復旧事業債は2,500万円減額の1,270万円に、現年発生農業用施設単独災害復旧事業債は、1,500万円減額の360万円に、現年発生農業用施設補助災害一般単独災害復旧事業債は880万円減額の980万円に。8ページをお開きください。現年発生林道補助災害復旧事業債は320万円減額の1,130万円に、現年発生林道小災害復旧事業債は10万円減額の160万円に、現年発生公共土木施設補助災害復旧事業債は50万円減額の190万円に、林地崩壊防止事業債は110万円減額の410万円とするもので、変更分合計としましては5,110万円減額の7億7,230万円とするものです。これにより、地方債の限度額の合計は、補正前の限度額15億6,225万2,000円から5,060万円を減額いたしまして、1

5億1,165万2,000円とするものでございます。

8ページの右側からが予算に関する説明書でございます。表紙をめくっていただきますと事項別明細書となっております。1ページから3ページは総括表となっておりますので説明に合わせてご確認ください。説明の方は4ページからさせていただきます。はじめに歳入でございます。主なものを説明させていただきます。11款分担金及び負担金、1項分担金の6目農林水産業費分担金は、農業基盤整備促進事業の確定に伴う分担金の減で1,200万円の減額とするものでございます。同じく11款分担金及び負担金の1項分担金の11目災害復旧費分担金1節農林水産施設災害復旧費分担金も、年度内の事業費の確定に伴う分担金の減で3事業合わせ1,536万1,000円の減額とするものでございます。6ページをお開きください。13款国庫支出金1項国庫負担金の3目民生費国庫負担金1節社会福祉費負担金のうち介護給付費・訓練等給付費負担金は、介護給付費へのサービス該当の減により591万9,000円の減額とするものでございます。同じく13款国庫支出金の2項国庫補助金2目総務費国庫補助金の地域公共交通確保維持改善事業費補助金は、邑南町地域公共交通網形成計画策定費の補助金額の確定並びに町営バス宇都井口羽線運行事業費及び町営バス江平上ヶ畑区域及び引城区域運行事業費の財源更正により989万4,000円の減額とするものでございます。8ページをお開きください。同じく13款国庫支出金2項国庫補助金の10目教育費国庫補助金2節教育費補助金のうちブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金は、邑南町小中学校空調設備整備事業への交付金で3,509万9,000円の追加とするものでございます。14款県支出金1項県負担金の3目民生費県負担金のうち2節児童福祉費負担金の施設型給付費負担金は、保育所措置児童保護者の所得階層変更により654万9,000円の減額とするものでございます。10ページをお開きください。14款県支出金2項県補助金の2目総務費県補助金1節総務管理費補助金のうちしまね定住推進住宅整備支援事業費補助金は、事業費の確定により2,245万7,000円の減額とするものでございます。同じく、14款県支出金2項県補助金の6目農林水産業費県補助金2節林業費補助金のうち町行造林整備事業費補助金は、事業費の確定により501万9,000円の減額と、市町村森林所有者情報活用推進事業補助金も事業費の確定により634万6,000円の減額とするものでございます。12ページをお開きください。同じく、14款県支出金2項県補助金の11目災害復旧費県補助金1節農林水産施設災害復旧費は、年度内の事業費の確定に伴う県補助金の減額で、ああ、失礼しました。県補助金の増減で3事業合わせ769万2,000円の減額とするものでございます。14ページをお開きください。17款繰入金2項基金繰入金の1目財政調整基金繰入金は、財源調整のため繰入金を1,661万円の追加とするものでございます。同じく、17款繰入金2項基金繰入金の27目日本一の子育て村推進基金繰入金は、基金を財源として事業実施を計画しておりました邑南町立小中学校空調設備整備事業につきまして、国からの交付金及び起債による財源措置が可能となりましたので、基金繰入金を6,396万5,000円の減額とするものでございます。19款諸収入4項受託事業収入の1目普通建設事業受託事業収入6節農林水産業費受託事業収入は、受託事業が確定いたしましたので、2事業合わせまして3,230万円の減額とするものでございます。16ページをお開きください。19款諸収入5項雑入の2目雑入4節他団体補助金のうち

三江線代替交通確保補助金及び三江線代替交通運営費用協力金は、三江線代替交通事業の財源更正のためそれぞれ減額及び追加とするものでございます。20款町債1項町債は、先ほど地方債補正で御説明いたしましたので省略させていただきます。

20ページをお開きください。歳出でございます。主なものを説明させていただきます。

2款総務費1項総務管理費のうち1目一般管理費の001職員給与費は、退職者の確定に伴う退職手当組合特別負担金の補正などで、3,940万円の追加とするものでございます。同じく、2款総務費1項総務管理費のうち6目企画費の020道の駅瑞穂整備事業は、事業費が確定したため550万円の減額とするものでございます。同じく、2款総務費1項総務管理費のうち12目生活交通確保対策事業費の001町営バス運行事務費は、過年度分の県補助金の返還金が発生したことにより351万3,000円の追加とするものでございます。24ページをお開きください。3款民生費1項社会福祉費のうち3目老人福祉費の002後期高齢者医療広域連合事業は、島根県後期高齢者医療広域連合への市町村共通経費負担金の変更により366万3,000円の減額、003後期高齢者医療事業特別会計繰出金は、療養給付費負担金の決定などにより1,458万6,000円の減額とするものでございます。同じく、3款民生費1項社会福祉費のうち4目老人保護措置費は、老人ホームへの入所者等が減になったため550万円の減額とするものでございます。26ページをお開きください。同じく、3款民生費1項社会福祉費の6目障害者福祉費のうち008介護給付費は、歳入でも申し上げました介護給付費へのサービス該当の減により、1,183万7,000円の減額とするものでございます。3款民生費2項児童福祉費の2目児童福祉措置費のうち001保育所措置費は、年度中途における入所児童の精査等により1,880万9,000円の減額とするものでございます。28ページをお開きください。4款衛生費1項保健衛生費の8目病院費は、公立邑智病院への繰出金の確定により1,778万5,000円の減額とするものでございます。30ページをお開きください。4款衛生費2項清掃費の1目廃棄物処理費002ごみ処理施設整備事業費は、邑智郡総合事務組合への負担金が増えたため、608万1,000円の減額とするものでございます。6款農林水産業費1項農業費の3目農業振興費のうち005多面的機能支払事業費は、国からの交付金の確定により627万8,000円の減額と、011農業担い手育成・確保支援事業費は、おーなんアグサポ隊の報償費及び委託料の確定などにより1,832万円の減額と、013集落営農体制強化スピードアップ事業は、事業費の確定により456万9,000円の減額とするものでございます。32ページをお開きください。同じく、6款農林水産業費1項農業費の5目農地費のうち006下水道事業特別会計繰出金（農業集落排水）は、下水道事業における加入分担金の増などにより303万6,000円の減額と、011県営中山間地域総合整備事業費は事業費の確定により300万円の減額とするものでございます。同じく、6款農林水産業費1項農業費の6目農業基盤整備費のうち001農地整備事業費は、県営農道事業和田線の事業費増により、負担金を600、ああ、失礼しました。負担金を400万円の追加とするものでございます。同じく、6款農林水産業費1項農業費の8目地籍調査事業費は、事業費の確定などにより404万9,000円の減額とするものでございます。34ページをお開きください。6款農林水産業費2項林業費の2目林業振興費のうち001森林研究・整備機構造林受託事業費、0

02 公社造林受託事業費、003 町行造林事業費及び016 林地台帳システム整備事業費はいずれも事業費の確定などにより減額とするものでございます。7 款商工費1 項商工費の2 目商工業振興費001 農林商工等連携サポートセンター事業費は、地域おこし協力隊の年度内の人員減などにより851 万6,000 円の減額とするものでございます。38 ページをお開きください。8 款土木費4 項住宅費の3 目住宅政策費のうち003 賃貸住宅建設補助事業は、当初予算時には世帯用6 世帯及び単身用4 世帯の建設に対して補助の予定としておりましたが、結果としまして世帯用2 世帯の建設のみの事業実施となりましたので4,156 万円の減額とするものでございます。42 ページをお開きください。10 款教育費2 項小学校費の3 目学校建設費及び同じく10 款教育費の3 項中学校費3 目学校建設費は、邑南町立小中学校空調設備整備事業について前払い分のみの予算計上であったものを、契約金額全額を予算計上し翌年度に繰り越して事業実施とするため、2 事業合わせまして1 億773 万4,000 円の追加とするものでございます。44 ページをお開きください。10 款教育費5 項保健体育費の2 目体育施設費002 公共施設等総合管理事業費は、布施地区民プール解体事業及び田所体育館解体事業において産業廃棄物処理費が増となったことにより、2 事業合わせて360 万3,000 円の追加とするものでございます。11 款災害復旧費1 項農林水産施設災害復旧費の1 目農地災害復旧費及び2 目農業用施設災害復旧費は、いずれも年度内の事業費の確定に伴う減額でございます。46 ページをお開きください。同じく、11 款災害復旧費1 項農林水産施設災害復旧費の3 目林道災害復旧費も年度内の事業費の確定に伴う減額でございます。以上、地方自治法第96 条第1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○種町民課長(種由美) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 種町民課長。

○種町民課長(種由美) 議案第36 号、平成30 年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第5 号についてご説明申し上げます。予算書の1 ページをお開きください。歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ65 万4,000 円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ14 億4,778 万7,000 円とするものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書4 ページをお開きください。この度の改正は保険基盤安定が決定したこと、情報システム課負担金の確定及び返還金などに伴い、必要な修正を行い補正を行っております。はじめに、歳入でございます。9 款の繰入金でございますが、1 項基金繰入金につきましては、一般会計繰入金の減額及び償還金の増額に伴い、国保事業基金を118 万8,000 円取り崩すものでございます。2 項の他会計繰入金につきましては、各種繰入金の決定に伴い、1 目一般会計繰入金を53 万4,000 円減額するものでございます。次に、6 ページをお開きください。歳出でございます。1 款総務費、1 項の総務管理費でございますが、邑智郡総合事務組合負担金の情報システム課分につきましては、34 万4,000 円減額するものでございます。続いて、9 款諸支出金の償還金でございますが、平成29 年度国保特定健診や保健指導の実績などにに基づき、国庫負担金及び県負担金の返還金として99 万8,000 円の増額でございます。以上でございます。

続きまして、議案第37 号、平成30 年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計

補正予算第6号についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正、第2条、繰越明許費、第3条、地方債の補正でございます。はじめに、2ページ、3ページをお開きください。第1表歳入歳出予算の補正でございますが、今回の補正は、歳入予算の組み替えによるものでございますので、歳入歳出予算総額の増減はございません。次に4ページをお開きください。第2表繰越明許費でございますが、3款1項施設整備費の医療用機器整備事業費を限度額2,440万4,000円、翌年度へ繰り越しの設定を行うものでございます。これは矢上診療所の医療用機器等の一部について、予定しておりました期間での購入が困難となったためでございます。次の5ページは第3表地方、地方債の補正でございます。変更分として、医療用機器整備事業債の限度額4,260万円を130万円減額し、4,130万円とするものでございます。これにより地方債の限度額の合計は2億280万円でございます。次は、予算に関する説明書でございます。詳細につきましては、事項別明細書でご説明いたします。4ページをお開きください。はじめに、歳入の4款繰入金、2項他会計繰入金でございますが、矢上診療所運営費補てん分を130万円増額とするものでございます。続いて7款、1項町債でございますが、矢上診療所の医療用機器整備事業債を130万円減額とするものでございます。6ページは歳出でございます。3款、1項施設整備費につきまして財源更正を行うものでございます。以上でございます。

続きまして、議案第38号、平成30年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,137万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億7,033,7,033万1,000円とするものでございます。詳細につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。予算に関する説明書の事項別明細書4ページ、5ページをお開きください。この度の補正は、情報システム課の負担金や保険基盤安定負担金及び療養給付費負担金が決定したこと、平成29年度分の療養給付費負担金の精算に伴うものでございます。はじめに歳入でございます。5款繰入金、1項の一般会計繰入金でございますが、事務費繰入金につきましては、歳出でご説明いたします情報システム課の負担金の確定により45万1,000円の減額、保険基盤安定繰入金につきましても歳出でご説明いたします保険基盤安定負担金の決定に伴い95万1,000円減額、療養給付費負担金繰入金につきましては、平成29年度分の精算返還金及び平成30年度分の負担金決定により1,318万4,000円減額とするもので、合計1,458万6,000円の減額でございます。続いて7款諸収入、2項広域連合納付金でございます。平成29年度の精算返還金として、2,596万3,000円増額でございます。次に、6ページ、7ページをお開きください。歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費でございますが、歳入でご説明いたしました情報システム課の負担金の決定により、同額の45万1,000円の減額でございます。続いて2款、後期高齢者医療広域連合納付金の保険料等負担金でございますが、歳入でご説明いたしました保険基盤安定負担金の決定により、同額95万1,000円減額、療養給付費負担金につきましては平成30年度の負担金の決定に伴い、1,277万9,000円増額とするもので、合計1,182万8,000円の増額でございます。以

上、3議案につきまして、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●山中議長(山中康樹) 議案の説明の途中ではございますが、ここで休憩に入らせていただきます。再開は、午後2時40分とさせていただきます。

—— 午後2時30分 休憩 ——

—— 午後2時40分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

(議案の説明)

●山中議長(山中康樹) 再開をいたします。

○川中水道課長(川中栄二) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 川中水道課長。

○川中水道課長(川中栄二) 議案第39号、平成30年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第4号につきましてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ877万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,528万5,000円とするものでございます。主な補正につきましてご説明申し上げます。予算に関する説明書の事項別明細書4ページをお開きください。歳入でございますが、1款1項分担金は下水道の加入分担金で、生活排水処理事業分担金が60万円の減額、農業集落排水事業費分担金が220万円の追加、下水道事業費分担金が130万円の追加でございます。6款2項他会計繰入金は、一般会計繰入金を411万1,000円の減額でございます。8款1項雑入は県道改良工事に伴う移転補償費で、改良工事が延期となったため756万6,000円減額しております。6ページをお開きください。歳出でございますが、2款1項農業費で先ほど歳入で申し上げました県道改良の延期に伴い、移転工事費を840万2,000円減額しております。3款1項下水道費で処理場管理委託費151万2,000円の減額、また、消費税申告額の確定に伴う公課費113万7,000円の追加でございます。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○服部総務課長(服部導士) 番外。

●山中議長(山中康樹) 服部総務課長。

○服部総務課長(服部導士) 議案第40号、平成30年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第3号についてご説明いたします。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ96万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,621万8,000円とするものでございます。詳細につきましては事項別明細書の4ページをお開きください。この度の補正は、各事業の確定などにより、修正を行っております。まず、歳入でございますが、2款の使用料及び手数料は過年度分の情報通信施設使用料の収入見込みとして46万9,000円の増額でございます。6款の繰入金は財源調整として、基金繰入金が75万7,000円、一般会計繰入金が45万9,000円の増額でございます。8款の諸収入は、ターミナルアダプター等の損傷による保険給付金の今年度分の確定があったことなどにより71万8,000円の減額でございます。次に、6ページをお開きいただき歳出でございます。1款の総務費は、説明欄の

002施設維持費は支障移転工事費の確定で82万4,000円の減額、017おおなんケーブルテレビ業務委託費は人件費や緊急的な補修等により150万円の増額でございます。3款の基金積立金は29万1,000円増額しております。以上、平成30年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第3号につきまして、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○川中水道課長(川中栄二) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 川中水道課長。

○川中水道課長(川中栄二) 議案第41号、平成30年度邑南町水道事業会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。第2条におきまして、収益的収入及び支出の補正を定めております。収入の1款1項営業収益につきまして、281万8,000円減額し、その計を2億2,474万7,000円とするものでございます。2項営業外収益につきまして、39万2,000円減額し、その計を1億8,317万5,000円とするものでございます。支出の1款1項営業費用につきまして、113万1,000円減額し、その計を3億9,028万2,000円とするものでございます。次に、第3条で議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正につきまして、職員給与費を225万8,000円減額し、その計を6,575万9,000円とするものでございます。続きまして、補正の詳細につきましてご説明いたします。邑南町水道事業会計補正予算に関する説明書の1ページをご覧ください。はじめに収入でございますが、1項営業収益で県道改良に伴う移転補償費を工事が延期になったことにより、281万8,000円減額しております。2項、営業外収益で長期前受金戻し入れを39万2,000円減額しております。次に支出でございますが、営業費用の1目、原水及び浄水費、2目、配水及び給水費、4目、総係費におきまして、人件費の補正で合わせて225万8,000円の減額しております。また、機械設備の電気代が不足したことに伴いまして、動力費を1目、原水及び浄水費で108万円、2目、配水及び給水費で43万2,000円追加しております。3目、受託工事費は先ほど収入で申し上げました県道改良工事の延期に伴う移転工事費で、335万8,000円の減額でございます。5目、減価償却費は198万9,000円の減額、6目、資産減耗費は今年度行いました管路更新に伴う除却資産の確定により、固定資産除却費を492万6,000円追加しております。2ページをご覧ください。2ページ以降は補正予算に関する説明書として、予定キャッシュ・フロー計算書等を添付しておりますのでご参照いただきたいと存じます。以上、地方公営企業法第24条の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

～～～○～～～

(議案第42号から議案第48号)

●山中議長(山中康樹) 続きまして、議案第42号から議案第48号までの提案理由の説明を求めます。

○石橋町長(石橋良治) はい、議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 石橋町長。

○石橋町長(石橋良治) 議案第42号から議案第48号までの提案理由をご説明申し上げます。

ます。議案第４２号、平成３１年度邑南町一般会計予算は、歳入歳出それぞれ１１４億５，５００万円とするものでございます。議案第４３号、平成３１年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ１３億７，９００万円とするものでございます。議案第４４号、平成３１年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ１億３００万円とするものでございます。議案第４５号、平成３１年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ３億５，４００万円とするものでございます。議案第４６号、平成３１年度邑南町下水道事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ９億５，１００万円とするものでございます。議案第４７号、平成３１年度邑南町電気通信事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ４億５，８００万円とするものでございます。議案第４８号、平成３１年度邑南町水道事業会計予算は、収益的収入及び支出については、収入総額４億２，０３８万円、支出総額４億５，６３５万６，０００円を見込み計上し、資本的収入及び支出については、収入総額３億９，３４４万円、支出総額５億６，５５０万８，０００円を見込み計上し、収入不足額１億７，２０６万８，０００円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金により補填することとしたところです。詳細につきましては、それぞれ、担当課長から説明させますのでよろしくお願いします。

○柳川企画財政課長(柳川修司) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 柳川企画財政課長。

○柳川企画財政課長(柳川修司) 議案第４２号、平成３１年度邑南町一般会計予算についてご説明申し上げます。予算書の１ページをお開きください。第１条、歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ１１４億５，５００万円と定めるものでございます。対前年度７００万円の増額でございます。第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び金額につきましては、後ほど事項別明細書でご説明申し上げます。第２条、地方債、これも後ほどご説明申し上げます。第３条、一時借入金でございますが、限度額を２０億円としております。第４条、歳出予算の流用でございますが、議決費目であります款及び項を超える流用につきましては、人件費のみ同一款内での流用を認めることとしております。次にページめくっていただきまして、７ページをお開きください。第２表地方債でございます。過疎地域自立促進特別事業債、いわゆる過疎ソフトでございますが、３２事業に充てるため３億１，５２０万円を計上しております。おおなんネット基幹システム改修事業債１，３６０万円は、おおなんネット基幹システム改修事業に充てるものでございます。石見高原駅整備事業債５４０万円は、石見高原駅整備事業に充てるものでございます。瑞穂東デイサービスセンター改修事業債６５０万円は、瑞穂東デイサービスセンター改修事業に充てるものでございます。ごみ処理施設整備事業債２億８，４１０万円は、邑智クリーンセンターの整備事業の負担金に充てるものでございます。地籍成果管理システム導入事業債４２０万円は、地籍成果管理システム導入事業に充てるものでございます。基盤整備促進事業債６，４８０万円は、農業基盤整備促進事業費及び農道改修事業費などに充てるものでございます。県営林道整備事業債９００万円は、県営林道三坂小林線の負担金に充てるものでございます。アユ種苗センター整備事業債７２０万円は、江川漁業協同組合のアユ種苗センター整備事業に充てるものでございます。観光施設整備事業債７５０万円は、香

木の森公園香夢里改修事業に充てるものでございます。道路改良舗装事業債6,490万円は、町道石見中央線外9路線の改良及び災害防除工事並びに橋りょう長寿命化事業に充てるものでございます。公営住宅建設事業債3,570万円は、公営住宅解体事業費並びに公営住宅建設事業及び既設公営住宅ストック改善事業に充てるものでございます。消防施設整備事業債1,070万円は、防火水槽設置事業に充てるものでございます。防災行政無線整備事業債3億3,300万円は、防災無線更新事業費に充てるものでございます。消防車両整備事業債2,710万円は、江津邑智消防組合石見出張所に配備してあります消防車の更新の、更新及び消防団に配備しております消防積載車の更新に充てるものでございます。スクールバス整備事業債750万円は、スクールバスの車両整備事業に充てるものでございます。学校施設整備事業債2,580万円は、石見東小学校改修事業に充てるものでございます。社会教育施設改修事業債200万円は、中野公民館トイレ洋式改修工事費に充てるものでございます。いわみスタジアム整備事業債6,310万円は、いわみスタジアム電光掲示板改修事業費に充てるものでございます。過年発生農地小災害復旧事業債380万円は、平成30年度に発生いたしました農地小災害復旧事業に充てるものでございます。過年発生農業用施設補助災害復旧事業債190万円は、平成30年度に発生いたしました農業用施設補助災害復旧事業に充てるものでございます。過年発生農業用施設単独災害復旧事業債1,620万円は、平成30年度に発生いたしました農業用施設単独災害復旧事業に充てるものでございます。過年発生農業用施設補助災害一般単独災害復旧債640万円、一般単独災害復旧債600万円は、平成30年度に発生いたしました農業用施設補助災害の一般単独部分の災害復旧債事業に充てるものでございます。8ページをお開きください。最後に、臨時財政対策債が1億795万2,000円でございます。合計いたしまして14億2,315万2,000円で、対前年度4,909万4,000円の増でございます。

次のページから予算に関する説明書でございます。1ページから3ページは総括表となっております。説明は4ページからさせていただきますので、4ページをお開きください。まず歳入でございます。主なもののみ説明させていただきます。1款の町税でございますが、費目によって増減がございます。6ページの5項入湯税まで全体では対前年度で212万5,000円の増と見込んでおります。6ページをお開きください。2款地方譲与税から8ページの7款自動車取得税交付金まで国の地方財政計画などを参考に予算計上しております。2款地方譲与税の4項森林環境譲与税は、平成31年度に森林整備等に必要な財源を安定的に確保するために新設される譲与税で1,701万6,000円の皆増となっております。10ページをお開きください。8款環境性能割交付金も平成31年度に新設されるもので、消費税率の10%引き上げに合わせ自家用乗用車の保有課税が恒久的に引き下げられ、恒久減税による地方税の減収について地方税財源を確保するための交付金で775万3,000円の皆増です。10款地方交付税でございますが、地方交付税全体では対前年度2億573万8,000円減の58億6,835万8,000円を計上しております。この内、普通交付税につきましては、国の地方財政計画及び県の資料により算定しております。合併特例措置の漸減などにより、前年度に比べ3.8%減の51億9,969万5,000円を見込んでおります。一方、特別交付税は前年度に比べ0.2%減

の6億6,866万3,000円を見込んでおります。16ページをお開きください。14款国庫支出金1項国庫負担金でございますが、3目民生費国庫負担金の、18ページをお開きください。右側のページ説明欄一番上の施設型給付費負担金が微増などとなっております。国庫負担金の計は前年度とほぼ同額の5億3,861万8,000円を計上しております。14款国庫支出金2項国庫補助金でございますが、3目民生費国庫補助金は保育所等整備交付金の減などにより、8,983万7,000円減の3,276万3,000円となっております。20ページをお開きください。14款国庫支出金2項国庫補助金の計は、対前年度1億2,846万2,000円減の2億947万9,000円を計上しております。22ページをお開きください。15款県支出金1項県負担金でございますが、3目民生費県負担金の2節児童福祉費負担金も国庫負担金と同じく、施設型給付費負担金の微増となっておりますが、県負担金の計は対前年度94万円減の3億6,445万8,000円を計上しております。15款県支出金2項県補助金でございますが、2目総務費県補助金は、しまね定住推進住宅整備支援事業費補助金の減などにより、3,288万8,000円減の2,284万3,000円を計上しております。24ページをお開きください。同じく、15款県支出金2項県補助金の6目農林水産業費県補助金は、畜産クラスター事業補助金の減などにより4,829万9,000円減の3億6,201万6,000円を計上しております。26ページをお開きください。同じく、15款県支出金2項県補助金の11目災害復旧費県補助金は、平成30年度に発生した災害復旧事業にかかる補助金ですが、当初予算ベースで比較しますと平成31年度は1,867万6,000円増の4,910万円を計上しております。これらにより、県補助金の計は対前年度5,150万2,000円減の5億2,340万4,000円を計上しております。28ページをお開きください。15款県支出金3項委託金の2目総務費委託金は、4節選挙費委託金の参議院議員選挙費委託金の増などにより、2,768万3,000円増の4,915万3,000円を計上しております。これらにより、県委託金の計は対前年度2,534万4,000円増の5,205万7,000円を計上しております。32ページをお開きください。17款寄附金1項寄附金でございますが、1目一般寄附金のうち2節ふるさと寄附金を対前年度で約4倍の8,000万円とし、計で8,000万6,000円の計上でございます。18款繰入金2項基金繰入金でございますが、1目財政調整基金繰入金につきましては、平成31年度は財源不足が生じているため1億1,647万5,000円を繰り入れるものでございます。2目減債基金繰入金につきましては、これまでに5億円を超える起債事業の償還の一部に充てるために基金に積み立てていたものの内、1億925万6,000円を繰り入れるものでございます。34ページをお開きください。同じく、18款繰入金2項基金繰入金の20目健康センター基金繰入金は、健康センター元気館の改修に充てるため427万6,000円を計上しております。18款繰入金2項基金繰入金の合計額でございますが、対前年度2億1,976万4,000円増の3億6,921万4,000円を計上しております。42ページをお開きください。21款町債1項町債でございますが、第2表地方債で説明させていただきましたので省略させていただきます。

46ページをお開きください。歳出でございます。歳出につきましても主なもののみ説明させていただきます。1款議会費でございます。9,908万4,000円を計上して

おります。2款総務費1項総務管理費の1目一般管理費でございますが、対前年度4億4,749万8,000円増の9億9,999万5,000円を計上しております。主な要因としましては、48ページをお開きください。右ページの説明欄、17ふるさと基金管理費が7,188万9,000円増の8,000万3,000円及び18ふるさと基金事業費が4,302万6,000円増の5,492万4,000円を計上しております。ふるさと基金につきましては、歳入は6,000万円の増で見込んでおりますが、平成31年度からは事業費に弾力性を持たせるため、寄附された歳入をいったん全額基金に積み立て、その中から事業に必要な額について基金に、基金から繰り入れる予算計上としたため歳入以上に歳出金額が膨らんでおります。50ページをお開きください。右ページの説明欄、011防災無線管理費も3億2,966万6,000円増の3億3,824万8,000円を計上しております。こちらは02防災無線更新事業費が3億3,323万2,000円増の3億3,337万7,000円となったためでございます。また、020合併15周年記念事業費200万円を計上しております。52ページをお開きください。同じく、2款総務費1項総務管理費の5目財産管理費でございますが、対前年度2,310万3,000円減の4,813万2,000円を計上しております。主な要因は、平成30年度に行いました議場音響設備整備事業費の減などでございます。60ページをお開きください。同じく、2款総務費1項総務管理費の11目情報政策費でございますが、対前年度3,025万3,000円減の1億9,617万6,000円を計上しております。主な要因は62ページをお開きください。右ページの説明欄、009おおなんネット基幹システム改修事業費でございますが、平成30年度に引き続きシステム更新及びセキュリティ強化を図るもので、2,362万9,000円の減となったためでございます。同じく、2款総務費1項総務管理費の12目生活交通確保対策事業費でございますが、64ページをお開きください。右ページの説明欄、033石見高原駅整備事業費で瑞穂地域高原地区の石見高原駅支障移転にかかる用地測量及び用地取得費を541万2,000円計上しております。2款総務費2項徴税費の1目税務総務費でございますが、人件費の増により1,900万8,000円増の1億319万7,000円を計上しております。66ページをお開きください。同じく、2款総務費2項徴税費の2目賦課徴収費でございますが、全期前納報奨金の廃止により1,023万円の減となった一方で、右ページの説明欄007町税等過誤納還付費が813万8,000円の増及び010固定資産評価替事務費が677万円増となったため、対前年度630万1,000円増の4,919万1,000円を計上しております。68ページをお開きください。2款総務費3項戸籍住民基本台帳費の1目戸籍住民基本台帳費でございますが、人件費の増により対前年度707万5,000円増の9,621万1,000円を計上しております。2款総務費4項選挙費の5目県知事及び県議会議員選挙費でございますが、平成31年4月7日に執行の島根県知事及び島根県議会議員選挙費の執行経費1,368万3,000円を計上しております。70ページをお開きください。同じく、2款総務費4項選挙費の7目参議院議員選挙費でございますが、平成31年に執行予定の参議院議員選挙の執行経費1,508万3,000円を計上しております。80ページをお開きください。3款民生費1項社会福祉費の6目障害者福祉費でございますが、対前年度1,323万4,000円減の4億1,446万7,000円

を計上しております。主な要因は、８２ページをお開きください。右ページの説明欄、００８介護給付費が１，１８５万７，０００円減となったためなどでございます。同じく、３款民生費１項社会福祉費の７目介護保険事業費でございますが、対前年度７１８万円増の３億５，９８５万５，０００円を計上しております。主な要因は、右ページの説明欄、００１介護保険事業費のうち０４邑智郡総合事務組合負担金（介護保険課）が１，４０５万６，０００円増となったためなどでございます。８４ページをお開きください。同じく、３款民生費１項社会福祉費の８目地域支援事業費でございますが、対前年度５００万２，０００円増の１億１５４万８，０００円を計上しております。主な要因は、右ページの説明欄、００１介護予防日常生活支援総合事業費のうち０２訪問型サービス事業費が２２０万８，０００円の減及び０５交流型デイサービス事業費が２９８万５，０００円の減となった一方で、８６ページをお開きください。右ページの説明欄、００４包括的支援事業費（社会保障充実分）のうち、０２生活支援体制整備事業費が５３９万１，０００円の増及び０３認知症初期集中支援推進事業費が３０８万６，０００の増となったためでございます。８８ページをお開きください。３款民生費２項児童福祉費の２目児童福祉措置費でございますが、対前年度８３１万３，０００円増の６億６２２万８，０００円を計上しております。主な要因は、右ページの説明欄、００１保育所措置費のうち０１保育所措置費が４，０４９万３，０００円の減となった一方、同じく００１保育所措置費のうち０３保育所町単独補助費が１，２８０万６，０００千円の増となったためなどでございます。同じく、３款民生費２項児童福祉費の３目児童福祉施設費でございますが、対前年度１億９，７６１万７，０００円減の４４２万９，０００円を計上しております。主な要因は、平成３０年度に予算計上を行いました東光保育園改築事業費が２億２０４万６，０００円の減となったためでございます。同じく、３款民生費２項児童福祉費の４目母子福祉費でございますが、対前年度１，０８３万９，０００円増の４，９７１万８，０００円を計上しております。要因としましては、右ページの説明欄、００１母子福祉費のうち０１児童扶養手当支給費が７４１万円の増及び、９０ページをお開きください。右ページの説明欄、０３母子生活支援施設入所措置費が３４２万９，０００円の増となったためでございます。９２ページをお開きください。４款衛生費１項保健衛生費の１目保健衛生総務費でございますが、対前年度３，１１７万６，０００円増の５億７，８７８万３，０００円を計上しております。主な要因は、右ページの説明欄、００６直営診療所事業特別会計繰出金が２，３８４万９，０００円の増となったためなどでございます。９８ページをお開きください。同じく、４款衛生費１項保健衛生費の７目環境衛生費でございますが、人件費の増により対前年度５２０万６，０００円増の２，８３０万５，０００円を計上しております。１００ページをお開きください。同じく、４款衛生費１項保健衛生費の８目病院費でございますが、対前年度２，３４７万６，０００円減の２億６，９６７万８，０００円を計上しております。４款衛生費２項清掃費の１目廃棄物処理費でございますが、対前年度２億４，７５９万８，０００円増の５億８，３９８万１，０００円を計上しております。要因としまして、右ページの説明欄、００１廃棄物処理費のうち０２邑智郡総合事務組合負担金（し尿・ごみ処理）が４，７１８万３，０００円の増及び００２ごみ処理施設整備事業費が２億４０万１，０００円の増となったためでございます。１０２ページをお開きください。

6款農林水産業費1項農業費の2目農業総務費でございますが、人件費の減などにより対前年度767万9,000円減の6,753万7,000円を計上しております。104ページをお開きください。同じく、6款農林水産業費1項農業費の3目農業振興費でございますが、対前年度2,877万1,000円減の4億7,654万1,000円を計上しております。主な要因は、右ページの説明欄、001 邑南町農林総合事業費のうち01 邑南町農林総合事業費が473万5,000円の減、009 農地確保・利用支援事業のうち02 機構集積協力金交付金事業が259万6,000円の減、106ページをお開きください。右ページの説明欄、011 農業担い手育成・確保支援事業費のうち03 おーなんアグサポ隊事業費が901万2,000円の減及び012 新・農林水産振興がんばる地域応援総合事業が426万円の減となったためなどでございます。同じく、6款農林水産業費1項農業費の4目畜産業費でございますが、対前年度2,426万6,000円減の158万3,000円を計上しております。主な要因は、平成30年度に予算計上しました畜産クラスター事業費が2,400万4,000円の減となったためなどでございます。同じく、6款農林水産業費1項農業費の5目農地費でございますが、対前年度1,587万4,000円減の3億7,376万1,000円を計上しております。主な要因は、108ページをお開きください。右ページの説明欄、006 下水道事業特別会計繰出金（農業集落排水）が1,795万1,000円の増となった一方、007 農地有効利用支援整備事業が1,095万9,000円の減、012 農山漁村振興交付金事業費が1,986万円の減となったためなどでございます。110ページをお開きください。同じく、6款農林水産業費1項農業費の6目農業基盤整備費でございますが、対前年度1,498万円増の5,978万円を計上しております。主な要因は、右ページの説明欄、002 県営農道保全事業費のうち01 農道改修事業負担金が1,750万円の増となったためなどでございます。116ページをお開きください。7款商工費1項商工費の1目商工総務費でございますが、人件費の増などにより対前年度543万1,000円増の4,894万4,000円を計上しております。118ページをお開きください。同じく、7款商工費1項商工費の3目観光費でございますが、対前年度1,460万8,000円減の9,904万8,000円を計上しております。主な要因は、120ページをお開きください。右ページの説明欄、009 断魚溪管理費のうち02 断魚溪改修事業費が600万1,000円の増となった一方、122ページをお開きください。右ページの説明欄、084 香木の森公園香夢里改修事業費が1,000万1,000円の減となったためなどでございます。8款土木費1項土木管理費の1目土木総務費でございますが、人件費の減などにより、対前年度1,038万3,000円減の4,716万7,000円を計上しております。126ページをお開きください。8款土木費2項道路橋りょう費の3目道路新設改良費でございますが、対前年度1,372万円減の1億5,103万4,000円を計上しております。平成31年度は、道路8路線の新設改良事業及び3路線の交通安全対策事業を行うことにしております。128ページをご覧ください。同じく、8款土木費2項道路橋りょう費の5目橋りょう新設改良費でございますが、対前年度2,651万9,000円増の5,687万6,000円を計上しております。要因としましては、右ページの説明欄、001 橋りょう長寿命化事業費が2,039万4,000円の増及び002 橋りょう長寿

命化事業（町道橋点検）が612万5,000円の増となったためでございます。130ページをお開きください。8款土木費4項住宅費の1目住宅管理費でございますが、対前年度2,692万5,000円増の7,454万6,000円を計上しております。主な要因は、右ページの説明欄、007公営住宅解体事業費が3,428万7,000円の増となったためなどでございます。132ページをお開きください。同じく、8款土木費4項住宅費の2目住宅建設費でございますが、対前年度9,995万5,000円減の417万3,000円を計上しております。要因としましては、平成30年度に行いました特公賃住宅建設費（特公賃森実住宅）が5,156万4,000円の減、特公賃住宅建設費（中組団地）が5,256万4,000円の減となった一方、平成31年度は右ページの説明欄、005公営住宅建設費（口羽団地）の建築設計が202万3,000円及び、006公営住宅建設費（高原団地）の用地測量及び造成設計が215万円の増となったためでございます。同じく、8款土木費4項住宅費の3目住宅政策費でございますが、対前年度6,270万8,000円減の1,174万8,000円を計上しております。主な要因は、右ページの説明欄、001空き家改修事業費が992万円の減及び003賃貸住宅建設補助事業が5,125万4,000円の減となったためなどでございます。9款消防費1項消防費の1目常備消防費でございますが、江津邑智消防組合負担金の増により、対前年度1,439万6,000円増の3億6,219万8,000円を計上しております。142ページをお開きください。10款教育費1項教育総務費の5目学校教育費、学校給食費でございますが対前年度568万円減の1億3,383万8,000円を計上しております。主な要因は、平成30年度に行いました給食センター備品整備費が、479万6,000円の減及び給食センター改修事業費が135万8,000円の減となったためなどでございます。144ページをお開きください。10款教育費2項小学校費の2目教育振興費でございますが、対前年度857万9,000円減の3,583万5,000円を計上しております。主な要因は、右ページの説明欄、003子ども笑顔キラキラサポート事業費（小学校）が902万3,000円の減となったためなどでございます。146ページをお開きください。同じく、10款教育費2項小学校費の3目学校建設費でございますが、石見東小学校改修事業費の減により、対前年度6,996万5,000円減の3,546万3,000円を計上しております。10款教育費3項中学校費の1目学校管理費でございますが対前年度560万6,000円減の4,803万3,000円を計上しております。主な要因は、右ページの説明欄、001中学校総務費のうち03中学校備品整備費が、215万1,000円の減及び002職員給与費が315万8,000円の減となったためなどでございます。150ページをお開きください。10款教育費4項社会教育費の2目公民館費でございますが、対前年度1,148万4,000円増の1億8,834万3,000円を計上しております。主な要因は、右ページの説明欄、002公民館総務費のうち01公民館総務費が779万7,000円の増、003職員給与費が393万5,000円の増となったためなどでございます。154ページをお開きください。同じく、10款教育費4項社会教育費の4目社会教育施設費ですが、対前年度606万7,000円減の3,915万2,000円を計上しております。主な要因は、平成30年度に行いました元気館ユニバーサル化工事費が458万8,000円の減及び元気館音響設備

保全工事費が305万2,000円の減となったためなどでございます。同じく、10款教育費4項社会教育費の5目文化財保護費でございますが、対前年度6,227万6,000円減の1,952万9,000円を計上しております。主な要因は、平成30年度に行いました旧山崎家住宅改修事業費が6,268万9,000円の減となったためなどでございます。158ページをお開きください。10款教育費5項保健体育費の2目保健、ええ、体育施設費でございますが対前年度4,646万4,000円増の7,914万3,000円を計上しております。主な要因は、右ページの説明欄、002公共施設等総合管理事業費のうち03いわみスタジアム電光掲示板改修事業費が6,647万6,000円の増となったためなどでございます。11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費の1目農地災害復旧費でございますが、対前年度2,596万2,000円減の515万1,000円を計上しております。要因としましては、農地災害復旧事業費（過年・補助災害）が2,142万1,000円の減及び農地災害復旧事業費（過年・小災害）が454万1,000円の減となったためでございます。2目農業用施設災害復旧費でございますが、対前年度5,069万円増の8,564万円を計上しております。要因としましては、農業用施設災害復旧事業費（過年・補助災害）が4,897万5,000円の増、農業用施設災害復旧事業費（過年・小災害）が560万2,000円の減及び農業用施設災害復旧事業費（過年・単独災害）731万7,000円の増となったためでございます。160ページをお開きください。12款公債費1項公債費の1目元金でございますが、対前年度1億6,360万6,000円減の15億1,574万円を計上しております。同じく、12款公債費1項公債費の2目利子でございますが、対前年度1,580万3,000円減の7,127万9,000円を計上しております。予備費につきましては前年度同様3,000万円を計上しております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○種町民課長(種由美) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 種町民課長。

○種町民課長(種由美) 議案第43号、平成31年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億7,900万円と定めるものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書でご説明申し上げます。4ページをお開きください。はじめに、歳入でございます。1款の国民健康保険税でございますが、総額を2億3,784万4,000円としております。保険税率は平成30年度と同様で改定は行っておりません。内訳としまして、5ページをご覧くださいと思います。一般被保険者の現年度分は2億3,614万2,000円、退職被保険者等の現年度分は164万2,000円で、それぞれの滞納繰越分を合わせまして、前年度と比べ総額で69万円増額でございます。この国保税は、県に納めることになります国保事業費納付金や保健事業などに充てることになります。次に、6ページをお開きください。5款、県支出金の2項、県補助金でございます。平成30年度に新たに設けました2目保険給付費等交付金は、9億7,157万6,000円でございます。この内訳でございますが、7ページの1節普通交付金が9億3,021万1,000円、これは町が保険者として支払う7割相当部分の

療養の給付などの補てん分でございます。次に2節特別交付金が4, 136万5, 000円、これは保険者努力支援分など町の状況に応じて交付されるものでございます。6ページに戻りまして、9款繰入金でございます。1項の基金繰入金として国保事業基金から676万2, 000円繰り入れております。次の2項他会計繰入金につきましては、7ページ及び9ページにかけての説明欄をご覧くださいと思います。7ページの説明欄、保険料軽減分及び保険者支援分の1節保険基盤安定繰入金が6, 814万9, 000円、9ページ上段2節の一般会計繰入金が9, 464万4, 000円でございます。これは説明欄にあります職員給与費等繰入金から、福祉医療波及増繰入金までのルール分と町単独の事業分繰入金を合わせた額でございます。8ページ上段をご覧ください、他会計繰入金の総額は、1億6, 279万3, 000円でございます。次に10ページをお開きください。歳出でございます。はじめに、1款、総務費の1項総務管理費でございますが、6, 644万円でございます。前年度と比較しての増加分は、職員増のためでございます。次に12ページをお開きください。2款の保険給付費でございますが、1項療養諸費の1目一般被保険者療養給付費につきましては、前年度と比較して1, 549万7, 000円減額の7億8, 918万8, 000円、2目退職被保険者等療養給付費につきましては、前年度と比較して1, 112万2, 000円減額の2, 522万3, 000円でございます。いずれも3年間の医療費を基に推計し計上しております。療養諸費の合計は、8億1, 869万3, 000円でございます。続いて2項の高額療養費でございますが、14ページを開いていただき、合計1億1, 149万8, 000円でございます。3項の助産諸費、1目出産育児一時金は10人分として420万円でございます。続いて、4項の葬祭諸費は、20人分として60万円でございます。次に16ページをお開きください。中程にあります5款、1項の保健事業費でございますが、1目保健普及費につきましては国保ヘルスアップ事業分として187万6, 000円でございます。前年度と比べ153万9, 000円減額となっておりますが、これは事業メニューの内容が変更となっていることによるものでございます。続いて、2項の特定健康診査等事業費は、18ページを開いていただき、合計1, 379万3, 000円でございます。20ページをお開きください。9款諸支出金、3項繰出金でございますが、特別調整交付金に直営診療所運営費分が算入されますので、その額899万3, 000円を直営診療所事業特別会計に繰り出すものでございます。次に、12款の国民健康保険事業費納付金でございます。この納付金は島根県に納めるもので、平成30年度に新設されたものでございます。県では、県全体の保険給付費を推計し、その推計額から国庫負担金など県の歳入となる公費を控除して納付金算定基礎額を算出いたします。この基礎額に、県内各市町村の医療費水準や所得水準などにに基づき按分した額が国民健康保険事業費納付金として市町村に請求されるものでございます。1項医療給付費分が一般被保険者及び退職被保険者等合わせて2億5, 237万9, 000円、2項後期高齢者支援金分等分が合計7, 046万9, 000円、次に22ページを開いていただきまして、3項介護納付金分が2, 216万6, 000円となり、町が県に納める国民健康保険事業費納付金の合計額は、3億4, 501万4, 000円でございます。前年度と比較して1, 337万6, 000円増額でございます。以上、平成31年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算でございます。

続きまして、議案第44号、平成31年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億300万円と定めるものでございます。次に2ページをお開きください。平成31年度の予算編成から、厚生労働省からの予算科目例の通知に基づき、第1表歳入歳出予算のとおり予算科目を組み替えております。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書でご説明申し上げます。4ページをお開きください。はじめに歳入でございます。1款の診療収入につきましては、2項外来収入の次に3項としてそのほかの診療収入を新設しております。2項外来収入につきましては、矢上診療所が加わり4診療所で総額3,933万6,000円でございます。前年度と比較して、2,164万4,000円増額を見込んでおります。次に6ページをお開きください。中ほどにあります5款県支出金1項県補助金でございますが、阿須那診療所の医療用機器更新の補助金といたしまして、事業費の2分の1に当たります44万円を計上しております。続いて、8款の繰入金、1項他会計繰入金でございます。4診療所の運営費補てん分などで合計5,019万8,000円でございます。なお、平成30年度では事業会計繰入金を目としておりましたが、平成31年度からは別に項を設けまして、8ページをお開きいただき、上段の3項事業勘定繰入金としております。これは国保の特別交付金で899万3,000円でございます。次に10款諸収入、2項受託事業収入でございますが、受託事業ごとに目を設け、それぞれの診療所について内訳を説明欄に明記しております。受託事業収入は合計364万4,000円でございます。前年度予算額欄が0になっておりますのは、平成30年度は次の3項雑入としていたためでございます。次に12ページをお開きください。歳出でございます。はじめに1款の総務費、1項の施設管理費でございますが、4診療所の総額は8,263万6,000円でございます。これまでは診療所ごとに目を定めておりましたが、これを1目一般管理費として一括とし、それぞれの診療所の内訳は説明欄に明記しております。前年度と比較し、3,690万2,000円増額でございます。これは、主に矢上診療所1施設増分でございます。14ページをお開きください。2款医業費でございますが、医業費も総務費と同様の取扱いとし組み替えております。4診療所の総額は、1,912万3,000円でございます。前年度と比較し900万5,000円の増額でございます。矢上診療所1施設増分によるものでございます。続いて、4款、1項公債費でございますが、町債償還金のうち利子分として11万5,000円でございます。以上、平成31年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算でございます。

続きまして、議案第45号、平成31年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億5,400万円と定めるものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書でご説明申し上げます。4ページをお開きください。はじめに歳入でございます。1款、1項の後期高齢者医療保険料でございますが、後期高齢者医療広域連合が実績に基づき算出したもので、1億557万4,000円でございます。次に、4款1項、保健事業委託金でございますが、広域連合からの健康診査、歯科検診の委託料として226万4,000円でございます。次に5款の繰入金、1項一般会計

繰入金につきまして、事務費繰入金、保険基盤安定繰入金及び療養給付費負担金繰入金合わせまして2億4,613万円でございます。次に、8ページをお開きください。歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費でございますが、1,442万3,000円でございます。これは、前年度と比較し、221万5,000円減額となっております。主に邑智郡総合事務組合の情報システム課分の負担金の減額によるものでございます。次に2款、1項の後期高齢者医療広域連合負担金でございます。1目保険料等負担金が1億5,999万2,000円でございます。内訳につきまして、9ページの説明欄をご覧ください。01の保険料負担金は、歳入でご説明しました徴収した保険料を広域連合に負担金として納付するものでございます。また02保険基盤安定負担金は、低所得者等の保険料軽減分について公費で補てんされますので、同額を一般会計より繰り入れております。続いて2目療養給付費負担金でございますが、1億7,603万2,000円でございます。これは、広域連合が現役並み所得者以外の被保険者に係る療養の給付等に要する費用を平成29年度の実績に基づく按分率により、市町村別負担金として請求するものでございます。同額を一般会計より繰り入れております。広域連合負担金は合計3億3,602万4,000円でございます。次に、10ページをお開きください。3款、1項の保健事業費でございますが、広域連合からの健康診査等受託事業としまして226万5,000円でございます。以上、平成31年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算でございます。以上の3議案につきまして、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○川中水道課長(川中栄二) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 川中水道課長。

○川中水道課長(川中栄二) 議案第46号、平成31年度、邑南町下水道事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億5,100万円と定めるものでございます。第2条 債務負担行為につきましては、第2表、債務負担行為で説明いたします。第3条、地方債につきましては、第3表、地方債で説明いたします。第4条、一時借入金の借り入れの最高額は1億円と定めるものでございます。第5条、歳出予算の流用につきましては、人件費に関する規定でございます。4ページをお開きください。第2表、債務負担行為は、下水道等排水設備工事普及促進助成金として、平成32年度から平成34年度の3年間、3.5%以内の利子補給をするものでございます。5ページをご覧ください。第3表、地方債でございますが、生活排水処理事業債のほか5起債の限度額を1億5,760万円とするものでございます。予算に関する説明書の事項別明細書4ページをお開きください。歳入でございますが、1款1項分担金は浄化槽整備15基を予定し、衛生費分担金、農林水産業費分担金、土木費分担金の合計で340万1,000円を計上しております。2款1項使用料につきましては生活排水処理、農業集落排水、下水道使用料を合計して1億7,072万4,000円を計上しております。6ページをお開きください。3款1項国庫補助金につきましては、浄化槽整備、浄化槽設置事業の補助金328万8,000円及び公共下水道事業の補助金4,500万円を計上しております。6款2項他会計繰入金につきましては、対前年度1,540万8,000円増額の5億6,110万3,000円を計

上しております。8ページをお開きください。8款1項雑入でございますが、県道改良及び町道橋の改修工事に伴う移転補償費として、954万6,000円を計上しております。9款1項町債につきましては、対前年度740万円増額の1億5,760万円を計上しております。10ページをお開きください。歳出でございますが、1款1項清掃費の1目生活排水処理一般管理費を7,187万円、2目生活排水処理事業費は、15基の合併浄化槽設置費として、浄化槽市町村整備推進事業費2,172万7,000円。製造中止となったブローの部品調達ができなくなったことに伴いまして、計画的な機器更新を行うための費用として、生活排水処理施設機器改修事業費292万9,000円を計上しております。2款1項農業費、1目農業集落排水事業一般管理費は、対前年度886万9,000円増額の9,470万4,000円を計上しております。ページをめくっていただき2目農業集落排水事業費は、機器の更新改修費として527万1,000円を計上しております。3款1項下水道費の1目、下水道事業一般管理費につきましては、対前年度379万7,000円減額の9,040万9,000円を計上しております。ページをめくっていただき、2目下水道整備費の下水道ストックマネジメント事業で機器更新と新たなストックマネジメント計画策定費として4,122万円。矢上地区下水道整備費として5,201万円を計上しております。16ページをお開きください。5款1項、公債費は元金に4億8,049万3,000円、利子に8,957万3,000円を計上し、元金・利子合計で5億7,006万6,000円の計上でございます。以上、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○服部総務課長(服部導士) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 服部総務課長。

○服部総務課長(服部導士) 議案第47号、平成31年度邑南町電気通信事業特別会計予算についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億5,800万円と定めるものでございます。詳細につきましては、事項別明細書の4ページをお開きください。まず歳入からご説明いたします。1款の分担金及び負担金の情報通信施設負担金でございますが、新規加入者を20件、引込工事を40件とし280万円としております。次に、2款の使用料及び手数料の情報通信施設使用料でございますが、昨年度行いましたインターネット利用料の増額を受けまして、ケーブルテレビの利用料全体では575万8千円増額の2億5,153万7,000円としております。次に6ページをお開きください。6款の繰入金につきましては、電気通信事業基金繰入金が3,348万3,000円、一般会計繰入金が1億6,679万7,000円としております。次に8ページをお開きいただき、8款の諸収入はNHK団体一括手数料等で301万3,000円としております。次に、10ページをお開きいただき、歳出でございます。まず、1款の総務費の一般管理費でございますが、右の説明覧をご覧ください。001の電気通信事業一般管理費は、1千572万2,000円としております。また、27節の公課費の中には消費税として701万円計上しております。002の施設維持費は、4千413万8,000円としております。ここには、TA・ONUといった機器の修繕、電柱共架料、機器の保守委託料のほか、15節の工事請負費として支障移転工事費1千400万円を計上しております。006のサービス業務費は、C

Sの使用料、I P回線使用料、帯域制御機器のリース料について6千028万4,000円としております。また、017のおおなんケーブルテレビ業務委託料につきましては、6,071万1,000円、失礼しました6,071万5,000円としております。次に、2款電気通信事業費につきましては、説明欄の003番組制作機器整備事業費が、カメラとメディアステーションの購入費として496万6,000円計上しております。12ページをお開きいただき、3款の基金積立金につきましては、施設加入負担金とインターネット利用料の一部などを1,360万3,000円積み立てることとしております。4款公債費につきましては、元金が1億8,281万円、利子が452万1,000円、計は1億8,733万1,000円でございます。以上、平成31年度邑南町電気通信事業特別会計予算につきまして、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○川中水道課長(川中栄二) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 川中水道課長。

○川中水道課長(川中栄二) 議案第48号、平成31年度邑南町水道事業会計予算につきましてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開き下さい。第2条におきまして、平成31年度の事務予定量を定めております。平成30年度実績と31年度の見込みを考慮し、給水件数を4,297件、年間総給水量を95万9,952立方メートル、一日平均給水量を2,630立方メートルとしております。主要な建設改良事業といたしまして、基幹改良事業及び増補改良事業を2億8,752万6,000円予定しております。第3条では、収益的収入及び支出について定めております。水道事業収益4億2,038万円、水道事業費用4億5,635万6,000円としております。第4条では、資本的収入及び支出について定めております。資本的収入3億9,344万円、資本的支出5億6,550万8,000円としております。ここで、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する金額1億7,206万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額496万円、過年度分損益勘定留保資金3,726万3,000円及び当年度分損益勘定留保資金1億2,984万5,000円で補填するものでございます。続きまして、第3条収益的収入及び支出、第4条資本的収入及び支出予算の詳細につきましてご説明いたします。邑南町水道事業会計予算に関する説明書の1ページをお開きください。収益的収入でございますが、1款水道事業収益を4億2,038万円としており、1項営業収益を2億2,840万1,000円、内訳は1目給水収益2億2,560万6,000円、2目受託工事収益200万円、3目その他営業収益79万5,000円を計上しております。2項営業外収益は1億9,197万9,000円とし、内訳は1目他会計補助金が1億3,671万7,000円。2目長期前受金戻入が5,461万5,000円。これは資産の取得に充てられた補助金等を減価償却に併せて収益化するものでございます。3目雑収益で64万7,000円。これは獺越、断魚の飲料水供給施設の使用料を計上しております。次に収益的支出でございますが、1款水道事業費用を4億5,635万6,000円としており、1項営業費用3億8,979万7,000円、内訳は1目原水及び浄水費6,890万7,000円。これは水道水を作る工程までの費用でございます。詳細は備考欄をご覧ください。2ページをお開き下さい。2目配水及び給水費2,775万円。これは水

道水を利用者に給水するための費用でございます。3目受託工事費200万円。これは町が行います橋梁修繕工事に伴う補償工事費でございます。4目総係費2,715万4,000円。これは収益的事業活動全般に関連する費用でございます。3ページをご覧ください。5目減価償却費は2億5,402万6,000円を計上しております。6目資産減耗費は996万円を計上しております。次に2項営業外費用6,605万9,000円。内訳は1目企業債の償還利子が5,553万8,000円。2目消費税及び地方消費税が1,000万円。3目雑支出が52万1,000円。これは瀬越、断魚の飲料水供給施設の維持管理に係る費用でございます。3項予備費は50万円を計上しております。次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。4ページをお開き下さい。資本的収入は3億9,344万円としており、その内訳は1項企業債が1億9,700万円。2項国庫補助金が9,028万円。3項他会計補助金が9,935万2,000円でございます。この他会計補助金は、企業債償還にかかる繰出基準に基づき一般会計から繰り入れる額でございます。4項工事負担金が680万8,000円で、これは県道改良に伴う水道移転工事の補償金、補償費にあたるものでございます。次に支出でございますが、資本的支出5億6,550万8,000円とし、その内訳は1項建設改良費2億9,591万3,000円で、主な事業内容は基幹改良事業として、瑞穂東工区及び口羽工区の水道管布設工事、増補改良事業として、口羽工区の配水池築造工事を継続して行う予定でございます。2項企業債償還金は2億6,959万5,000円を計上しております。続きまして、予算書の2ページにお戻りください。第5条では企業債の目的、限度額、利率及び償還方法を定めております。第6条では一時借入金の限度額を1億円と定めております。第7条では予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。第8条では議会の議決を経なければ流用することが出来ない経費として、職員給与費6,447万9,000円を定めております。第9条では一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を3,769万9,000円と定めております。第10条では棚卸し資産の購入限度額として300万円を定めております。以上、地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。宜しく願いいたします。

●山中議長(山中康樹) 以上で、提出者からの提案理由の説明は、すべて終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

### 散会宣告

●山中議長(山中康樹) 以上で、本日の日程はすべて議了いたしました。本日はこれにて散会いたします。お疲れ様でした。

—— 午後4時03分 散会 ——

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員